

第5次福岡市子ども総合計画（案）に関する
市民意見要旨と市の考え方

令和2年3月
福岡市こども未来局

1. 市民意見募集の結果概要

(1) 実施の目的

福岡市では、子どもと子育て家庭を取り巻く現状や課題を踏まえ、さまざまな状況にあるすべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進するため、第5次福岡市子ども総合計画を策定することとしております。

この計画の策定にあたり、パブリック・コメント手続を行い、広く市民の皆様の意見を募集しました。

(2) 意見募集期間

令和元年11月5日（火）から令和元年12月4日（水）まで

(3) 閲覧場所

こども未来局総務企画課（市役所13階）、情報公開室（市役所2階）、情報プラザ（市役所1階）、各区役所情報コーナー、各区役所子育て支援課、早良区入部出張所、西区西部出張所

(4) 意見の提出状況

① 提出者数 23人，2団体

② 意見の件数 124件

(5) 意見の分類

意見の分類	件数
計画全般	3
計画総論	8
計画各論 目標1「安心して生み育てられる環境づくり」	31
計画各論 目標2「子ども・若者の自立と社会参加」	45
計画各論 目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」	26
その他	11
合計	124

2. パブリック・コメントの市民意見要旨と市の考え方

(1) 計画全般

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
1	海外からの移住者の子どもたちの社会的包摂・共生社会の実現に向けた市のビジョンを示すべき。	良くまとまった計画案だが、福岡市の現状を鑑みたとき、増大の一途をたどる海外より移住者の子どもたちの社会環境や、その育児環境に向けて、福岡市として未来的なビジョンは示されないのか、疑問が残る。今後、アジアに開かれた都市・福岡市として、海外からの移住者の子どもたちの社会的包摂に向けた具体的なアプローチを示すことが共生社会の実現に向けた福岡市のビジョンにとって切実な課題であろうと考える。	計画案どおり	第5次福岡市子ども総合計画では、外国にルーツをもつ子どもを含め、すべての子どもが夢を描けるまちをめざし、すべての子どもの権利を尊重すること、すべての子ども・子育て家庭に支援を確実に届けることなどを基本的視点に掲げ、全15の施策を計画的・総合的に推進することとしております。また、外国にルーツをもつ子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認めあい、共に生きる心を育む環境づくりを進めてまいります。
2	それぞれの施策の関係がわからない。計画全体の見取り図をつけてほしい。	一つひとつの施策は本当にしっかりと考えられていると思うが、それぞれの施策の関係がよくわからないので、やや読みにくい。できれば、計画全体を1枚でわかりやすく紹介する見取り図のようなものをつけていただきたい。	修正	計画の全体像を示すページを作成・掲載します。
3	子どもを持たない自由、多様な価値観があつていい。少子化対策は一つの街でできるものではない。	子どもの計画に申し上げることはないかもしれないが、世の中が子どもを持つことを殊更喧伝しているが子どもを持たない自由もあつていいのではないかと。ユニバーサル都市・福岡として、多様な価値観を認めるほうがいいと思う。 新聞などで少子化問題について報道されているが、少子化を一つの街だけでどうにかできるものではないと思う。	計画案どおり	子どもを望む方が安心して生み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

(2) 計画総論

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
4	各支援センターの仕事の質・量の結果にも具体的に言及してほしい。	「子どもの自尊感情は目標値(小学校6年生85%、中学校3年生80%)を上回りました」とあるが、自尊感情の目標値に関し、虐待対応、障害対応、発達対応、医療費などの対応は十分でない。各支援センターに相談しているにも関わらず、具体的な支援が届いていない人がたくさんいる。”センターがある”だけでは不十分。今後子育て満足度を高めるにおいて、その仕事の質、量の結果も具体的に言及してほしい。 大多数の“特別な支援が必要でない子どもたち”の自尊感情の向上が取り残されている。これからの計画案で福岡市の18歳以下のすべての子どもの目標数値も高めてほしい。そのため、6計画の基本方針(2) 基本的視点「すべての子ども」の項目に同感する。	計画案どおり	相談機関等に関わる施策を含め、第5次福岡市子ども総合計画に基づく施策については、毎年度、施策の実施状況を取りまとめて福岡市子ども・子育て審議会に報告し、点検・評価を実施することとしております。点検・評価にあたっては、量的な観点だけでなく施策の進捗状況を的確に報告できるよう努めてまいります。
5	基本理念が子どもの権利条約を踏まえており、素晴らしい理念だ。	基本理念に「子どもの最善の利益を考慮」や「一人ひとりの人権が重要」などがうたわれており、子どもの権利条約の理念を踏まえた素晴らしい理念だと思う。子育てでもアジアのリーダー都市を目指してほしい。	計画案どおり	子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取組みを推進してまいります。
6	「夢を描けること」を基本理念とするのはとても中途半端。「社会の中で夢を実現し、よりよく生きることを目指すこと」が、住みやすさ、よりよく生きるという価値観ではないか。	p9冒頭「すべての子どもが健やかに育成されるまちの姿」は分かりやすいが、基本理念「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」という夢を描けることを理念とするのはとても中途半端な印象。「社会の中で夢を実現し、よりよく生きることを目指すこと」こそが、住む人の心地よさを基準とした「リバブル(住みやすい)」という価値であり、世界一の教育と評価されているフィンランドで柱となっている「ウェルビーイング(よりよく生きる)」という価値観ではないか。	計画案どおり	社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支え、すべての子どもが夢を描けるまちをめざすとともに、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざし、目標2「子ども・若者の自立と社会参加」に掲げる施策に取り組んでまいります。
7	「子どもの最善の利益」という表現より、「社会の中でよりよく生きる(自己実現)ウェルビーイング」の実現のほうがわかりやすい。	一人ひとりの子どもの「最善の利益」を実現という表現は、児童福祉法に基づくものであると考えるが、周囲の方に聞き取りを試みたが疑問符を抱く方が多い。子どもの最善の利益ではなく、大人の最善の利益になっている気がするという意見もある。子どもの「最善の利益」という表現よりも「社会の中でよりよく生きる(自己実現)ウェルビーイング」の実現の方が分かりやすい目標ではないか。	計画案どおり	児童の権利に関する条約の精神にのっとり、一人ひとりの子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりを推進するとともに、基本理念に記載のとおり、子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を育みながら、心豊かにたくましく成長し、主体的に社会に参加するまちをめざしています。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
8	地域での連携に、「校区社会福祉協議会」を追加してほしい。	近年、校区社会福祉協議会では、「子どもの食と居場所づくり支援事業」などを担っている事例もでてきており、子ども・子育てを担う地域団体の1つとして追加していただけたらと思う。 (修正文案) ●地域での連携 地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくため、自治協議会をはじめ、自治会・町内会、公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、校区社会福祉協議会、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、PTA、子育てサークルやボランティア、企業、NPO法人などが、相互に協力・連携しながら、地域における活動を推進します。	修正	ご指摘の箇所「校区社会福祉協議会」を加筆します。
9	子どもの意見を拾い上げ、子どもの反応も評価基準にする必要がある。「子どもが自らに関わる事柄について影響を与えることができる」という原則が計画内に示されていない。	子どもの計画なのであるから、子どもの意見を拾い上げ、子どもの反応も評価基準にする必要があるのではないかと。「子どもが自らに関わる事柄について影響を与えることができる」という原則が子ども総合計画内に示されていないことに違和感がある。福岡市の子どもの権利意識が反映されているのではないかと。	計画案どおり	成果指標の一つとして、子ども自身が回答する「児童生徒の自尊感情の状況」を設定しております。 児童の権利に関する条約に規定された「児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」(第12条)につきましては、施策15「子どもの権利擁護の推進」の方向性として、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざすこととしております。
10	何を子育て環境とするのか併せて調査しないと正確な指標にならない。回答者の属性を分析しないと信用性に欠ける。全国の調査との比較分析、結果をどう活かすか検討しなければ調査を有効に活用できない。	何を子育て環境とするかが曖昧で、初めから人間関係を除外してイメージして回答している保護者も多いのではないかと。利便性、安全性、物価、食、行政サービス、教育環境、自然環境、知のインフラ、コミュニティ、人とのつながりなどのどこを重視するかも人によって違う。福岡市民が何を子育て環境とするのかを併せて調査していかないと、正確な指標にはならないのではないかと。 ただでさえ主観が大きく反映され、その時の気分や状況に左右され得る質問内容であることから、せめて居住地域、性別、子の人数、子の年齢層、収入といった回答者の属性を整理した上で分析しないと信用性に欠けるのではないかと。 満足度とは期待していた通りであるか、期待と現実のバランスを示したものであり、元々福岡で育ち、福岡しか知らない人と、他の自治体を経験した人とは結果の示す意味は違うのではないかと。 全国規模の同様の調査を併せて比較分析したり、結果からどのようなフィードバックに活かすかを検討しなければ調査が目的化され有効に活用できないのではないかと。	計画案どおり	「子育てしやすい」と感じる要因は人によって様々であると考えられることから、総合的な成果指標として、福岡市が「子育てしやすい」まちだと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合を設定しているものです。保護者の子育てに関するニーズや子育て環境については、別途『子ども・子育て支援に関するニーズ調査』を実施し、計画策定の基礎資料としております。
11	保護者が子育てしやすいまちになっていったと感じるか追跡調査することが、今後の評価データになる。せめて全国規模のデータとの比較検討が必要。	現段階の保護者が、今後子育てしやすいまちになっていったと感じるか追跡調査も実施していくことが、より正確な子育てしやすいまちへ進化したかという今後の評価のデータになるのではないかと。 佐世保市は、公益財団法人“1more baby 応援団”による調査の結果と対比させ分析をしている。適正に分析するには、せめて全国規模のデータとの比較検討が必要ではないかと。	計画案どおり	総合的な成果指標である子育て環境満足度を毎年度調査し変化を確認することで、計画の実施状況の点検・評価の指標としております。また、『子ども・子育て支援に関するニーズ調査』を5年毎に実施し、調査結果の比較検討も行っております。

(3) 計画各論

●目標1 安心して生み育てられる環境づくり

施策1 母と子の心と体の健康づくり

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
12	各母親にかかりつけの担当者がつく ネウボラ制度の導入を検討できないか。また、20歳までの伴奏型支援ができる真のネウボラ制度へ進化させることを望む。	子育て世代包括支援センターができたが、現状では、妊産婦にとって、情報提供や相談などをする機会が、母子手帳交付、新生児訪問、1か月検診、4か月検診と点での接点になっており、その間は不安なことがあっても相談できる人がおらず、母子で不安を抱え込んでしまうことが多い。また、その都度話をする保健師・助産師等が別の担当者になるため、お互い限られた時間で浅いところでの話にとどまっている。虐待相談件数の5割が乳幼児期におけるものというデータ(P8記述)からも、産前産後を通した安心できる体制づくりが一層望まれる。 【産前産後ケアとして、フィンランド型「ネウボラ制度」の導入】 フィンランドのように各母親にかかりつけの「担当者」がつく「ネウボラ制度」導入を検討できないか。 担当の助産師が妊娠中、また、出産後の産院で事前に面談をすることで、担当保健師と顔合わせができる。安心感につながり、特に産後不安の多い1か月検診までに相談事があれば連絡が取れる体制にし、産後の新生児訪問の頃には子育ての不安など相談しやすくなる仕組みにしたい。 また、全国に先駆けて20歳までの伴走型支援ができるような真の「ネウボラ制度」へ進化し、母と子が安心できる環境ができることを望む。	計画案 どおり	各区の子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時にすべての妊婦に対して面談を行い、支援が必要な方については保健師による家庭訪問につなぐなど、妊娠期からの相談や支援を行っております。 また出産後は、助産師等が乳児がいるすべてのご家庭を生後3か月頃までに訪問し、育児不安が強いなど支援が必要な場合は保健師による継続的な家庭訪問などの支援を行っております。 今後とも、医療機関などの関係機関とも連携しながら妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めてまいります。
13	産後の助産師訪問の回数を増やしてほしい。 低価格な産後ケア施設があるとよい。	産後の助産師訪問の回数を増やしていただきたい。私自身、周りに頼れる人もおらず里帰りもせずに出産したが、産後はとにかく辛かった。自分で経験したからこそ、核家族の出産、育児はとても辛いものだとわった。 全てが手探りな育児の中で、助産師訪問があることは心強かった。一度きりではなく、何か心配事や負担の多い家庭には問題解決できるまで何度でも訪問していただくと嬉しい。 また、低価格な産後ケア施設があるといい。現在の産後ケア施設は価格が高く利用しづらいところばかりなので、産後の一番辛い時に気軽に利用できるような安価なところがあると良いと思う。	計画案 どおり	出産後は、助産師等が乳児がいるすべてのご家庭を生後3か月頃までに訪問し、育児不安が強いなど支援が必要な場合は保健師による継続的な家庭訪問などの支援を行っております。 産後ケア事業につきましては、産後ケアを必要とする方がより利用しやすくなるよう、令和元年度に、自己負担の負担軽減や手続きの簡素化を行っております。 今後とも子育て家庭のニーズに応じた支援に努めてまいります。
14	保育所が子育て世代包括支援センターとしての認定や委託を受け、産後～6歳頃の家族に相談・支援を行う仕組みを考えられないか。 閉園時に、産後の母親や子どもに食事を届けることもできるのではないか。	【子育て世代包括支援センターと保育園の連携】 子育て世代包括支援センターの「包括的支援」を一層強化するために、その役割を保育園内にも設置(委託)するのはどうか。箱を作らずとも、その仕組みを取り入れることができ、産後～6歳くらいまで家族丸ごと支援することができる。支援対象は園に通う子ども・保護者だけではなく、地域に開かれたものとする。 例えば、子育て世代包括支援センター認定モデル事業を行い、認定された園には加配で専門家をつけ、地域へ出向いたり、気になる子どもを園で一時見守りを行ったり、保育園全体で地域の子どもを見守れるような仕組みを考えていけないか。園庭開放(または近隣の公園での交流)を日常的に行うことで、不安を抱えた母親が子供を遊ばせながら気軽に相談できるような環境をつくることもできる。 また、閉園時の日曜日に、子ども食堂を行い、uber eatsと提携し、産後食事を作る余裕がない母親やその子供へ食事を届ける、といった活用もできるのではないか。	計画案 どおり	各区の子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時にすべての妊婦に対して面談を行い、支援が必要な方については保健師による家庭訪問につなぐなど、妊娠期からの相談や支援を行っております。出産後は、助産師等が乳児がいるすべてのご家庭を生後3か月頃までに訪問し、育児不安が強いなど支援が必要な場合は保健師による継続的な家庭訪問などの支援を行っております。 また、保育所においては、家庭保育をしている親子等に保育園を開放するいわゆる園庭開放において、その専門性を生かし、育児の相談助言等を受けられるようにするなど、地域の保育需要に応じた活動を通じて、地域におけるすべての子育て家庭に対する支援に努めております。 福岡市では、「子どもの食と居場所づくり支援事業」において、子どもへの食事の提供に加え、居場所づくりなどの活動を実施する民間団体への支援を実施しているところであり、お寄せいただいたご意見などを踏まえながら、より多くの担い手によって子どもたちを見守り支える活動が広がっていくよう取り組んでまいります。
15	出産後の相談や情報提供など保健師の訪問支援は心強かった。	妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要という点で、出産後に子育てに関する相談や地域の子育てサポート、病院情報の提供など、保健師さんに訪問支援を頂いたことがとても心強かった。	計画案 どおり	出産後は、助産師等が乳児がいるすべてのご家庭を生後3か月頃までに訪問し、育児不安が強いなど支援が必要な場合は保健師による継続的な家庭訪問などの支援を行っております。 今後とも、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めてまいります。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
16	<p>生後3か月間、子育て経験者が毎月家庭訪問し見守るような仕組みをつくり、おむつ用ごみ袋配付とも関連させて、ケアが必要な家庭を支援できないか。</p>	<p>【母子保健訪問指導、こにちは赤ちゃん訪問指導、ごみ袋配給の仕組みの改善】 母親目線で継続的な見守りにつながるよう、既存の取り組みを改善できないだろうか。特に1か月検診、4か月検診までの一番母親の不安が高まり、外出もしにくい時期に、毎月定期的な訪問がある、というのが安心感につながるのではないか。例えば、明石市で導入が検討されている「おむつ宅配」のように、子育て経験のある人（保健師や助産師も含む）が生後3か月間、毎月家庭を訪問するような仕組みをつくり、ケアが必要な家庭を支援できるようにならないか。おむつ用として市の有料ごみ袋が配給されているが、より効果的な仕組みに改善できないか。</p>	計画案どおり	<p>各区の子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時にすべての妊婦に対して面談を行い、支援が必要な方については保健師による家庭訪問につなぐなど、妊娠期からの相談や支援を行っております。 出産後は、助産師等が乳児がいるすべてのご家庭を生後3か月頃までに訪問し、育児不安が強いなど支援が必要な場合は保健師による継続的な家庭訪問などの支援を行っております。 また、こにちは赤ちゃん訪問事業として、民生委員・児童委員が生後7か月頃の乳児がいるご家庭を訪問し、地域の子育て支援情報の提供を行うなど、地域で子育て家庭を見守る取り組みを行っております。 今後とも、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めてまいります。</p>
17	<p>命令や指示ではなく負の感情を吐き出した上での提案や交渉の関わり方など、子どもの意思表示権を意識したしつけの方法を保護者ができるように、母子手帳に掲載することが必要ではないか。</p>	<p>日本のお母さんは「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣を身につけようとして一生懸命である。「早く起きられない日があってもいいんだよ」といったありのままの子どもを愛する大前提は示されていない。日本に定着する価値観を見直していかないと、生き辛さを感じる、いずれ大人になる子どもが益々増加するのではないか。 自分の思っていることや考えていることをはっきりと言えるように促す生活習慣、すなわち、意思表示権の尊重が大切であり、子どもの権利の教育にもつながってくるのではないか。しつけには必ず子どもの感情の抑制が伴うことを認識し、命令や指示ではなく、負の感情を吐き出した上での提案や交渉の関わり方といった子どもの意思表示権を意識したしつけの方法（嫌だったね、それがしたかったんだね、だけどここではできないよ。あっちでしょうか等）を保護者ができるように、保護者が初めて手にする母子手帳に掲載することが必要ではないか。</p>	計画案どおり	<p>母子健康手帳の内容については、厚生労働省令で定められた様式（省令様式）のほか、日常生活上の注意、子育て上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報などを示した様式（任意様式）を設けることとされております。 福岡市の母子健康手帳では、任意様式の中で「子どもを健やかに育むため」のポイントや子育てに関する相談先を記載しております。 ご指摘の視点も踏まえ、今後も引き続き、子育てに有益な情報の提供に努めてまいります。</p>
18	<p>ありのままの子どもを愛する声かけの必要性を強調してもいいのではないか。 母子手帳に、子どもの権利など根本的に大切にしたいこと、これまでの子育ての常識に虐待が含まれていることを掲載する意義は大きい。</p>	<p>母子手帳に掲載されている基本的な生活習慣、小学校に入ればPTA主催の「早寝早起き朝ごはん」活動など、十分すぎるほど、日本のお母さんは生活習慣を意識している。この言葉でどれだけの子ども達が毎日急ぎ立て言葉を浴びせられているか・・・ 勿論生活習慣も大切。だけれども、「いいんだよ」の精神。 「早く起きられない日があってもいいんだよ。それよりもあなたがいることが大切なんだよ」という子どもが「生まれてきてよかった！」と自己肯定感を感じられる、その大前提は示されていない。ありのままの子どもを愛する声かけ「生まれてきてくれてありがとう」の言葉の必要性を強調してもいいのではないか。 母子手帳は子育てしたことのない人が初めて、そしてずっと手にする本。子どもの権利といった根本的に大切にしたいこと、これまでの子育ての常識に虐待が含まれていることを掲載する意義は大きいのではないか。</p>	計画案どおり	<p>母子健康手帳の内容については、厚生労働省令で定められた様式（省令様式）のほか、日常生活上の注意、子育て上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報などを示した様式（任意様式）を設けることとされております。 福岡市の母子健康手帳では、任意様式の中で「子どもを健やかに育むため」のポイントや子育てに関する相談先を記載しております。 ご指摘の視点も踏まえ、今後も引き続き、子育てに有益な情報の提供に努めてまいります。</p>
19	<p>妊娠前からの情報発信のため、性教育を幅広く捉え、幼児期から正しく伝えること、学校科目として教えること、地域での勉強会などが必要だ。</p>	<p>【「性教育」を正しく子ども世代から伝えていくことで、産み育てることへの不安を解消】 妊娠を機に、急に体の変化がおこり、不安に思うことが増え、そして産後は生活リズムが激変することで、だれもが戸惑い、時には心のバランスを崩してしまう母親もいる。妊娠前からの情報発信の必要性を感じている。 性教育の考えを幅広く捉え、幼児の時期から正しく伝えていくことで、心の準備を整えていくことができるのではないか。学校教育においても、教科書を作り、学校科目として教える。また地域でも専門家を派遣して、勉強会などを開催することも必要だと感じる。</p>	計画案どおり	<p>若い世代からの正しい性知識の啓発については、助産師が小学校、中学校、高等学校等に出向き、思春期を迎える児童や思春期の生徒に対して母子保健の観点から正しい性知識、生命の尊さなどを伝えることで、母性・父性の健全育成を図っております。 小中学校においては、学習指導要領に基づき、体育科、保健体育科、学級活動等において、性に関する教育を実施しております。</p>
20	<p>幼稚園・保育園・小中学校や校内バザーなどで遺伝子組み換え食品・ゲノム編集食品の使用・販売を禁止してほしい。</p>	<p>【遺伝子組み換え食品・ゲノム編集食品の不使用】 幼稚園、保育園、小中学校等の給食、また、校内でのバザーやお祭り等での「遺伝子組み換え食品・ゲノム編集食品の使用」を含む食品の使用、販売を禁止。</p>	計画案どおり	<p>国の基準に沿った手続等を経て一般に流通している食品の使用については各施設が判断するものと考えております。 なお、市立小中学校の学校給食につきましては、安全安心の観点から表示義務の有無にかかわらず、遺伝子組み換え食品は使用しないよう努めております。ゲノム編集食品は、流通段階での管理方法が確立されておらず、把握が困難なため、その動向に注視しております。</p>

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
21	幼稚園・保育園・小中学校やイベントなどで「サッカリン、アスパルテーム、ネオテーム、スクラロース、アセスルファムK」を含む食品の使用・販売を禁止してほしい。	【合成甘味料の不使用】 幼稚園、保育園、児童館、小中学校等の給食やイベント等での「サッカリン、アスパルテーム、ネオテーム、スクラロース、アセスルファムK」を含む食品の使用、販売を禁止。	計画案 どおり	国の基準に沿った手続等を経て一般に流通している食品の使用については各施設が判断するものであると考えております。 なお、市立小中学校の学校給食につきましては、安全安心の観点からサッカリン、アスパルテーム等の甘味料は使用しないこととしております。
22	幼稚園・保育園・小中学校などで使用する食品の放射性物質検査を義務化してほしい。	【食品に放射物質の検査の義務化・使用食品は「10ベクレル/kg」】 幼稚園、保育園、小中学校等の給食で使用する食品に放射能物質の義務化。 国の基準は（一般食品100ベクレル/kg、乳児用食品・牛乳50ベクレル/kg、飲料水10ベクレル/kg）だが、すでに被爆した子どもがいるため。	計画案 どおり	保育所で使用する給食材料は各施設が購入先を決定しており、購入先である小売店等は、市場を通じて適切に安全性が確認された食材を仕入れていると考えられますが、放射能検査がされた食材料を購入するかどうかは各施設が判断するものであると考えております。 市立小中学校の学校給食につきましては、国の原子力災害対策本部が出した「検査計画・出荷制限等の品目・区域の設定、解除の考え方」に基づく対象自治体で生産された農作物を使用する場合は、事前に放射性物質検査を行います。対象自治体で生産された農畜産物を原料とした加工品を使用する場合は、事前に原材料または製品を検査し、安全を確認したものを使用しております。

施策2 幼児教育・保育の充実

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
23	保育士の子どもが保育所に優先入所できれば、待機児童解消を期待できるのではないか。	保育士が産休を取り復帰する場合に、保育士の子どもは優先的に保育園に入園できた方が良いのではないかと。保育士が1人増えると0歳児では受け入れられる園児が3人に増える。最も入園しにくい1、2歳児では受け入れが6人増えるので待機児童問題の解消を期待できるのではないかと。	計画案 どおり	保育所の利用調整においては、保育の要件による基本点数に調整点数を加算する方法によりポイントを設定し、そのポイント順に入所を決定しています。福岡市では、平成27年度から、保護者が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所で保育士として勤務している場合に調整点数を加算することにより優先して保育所の利用ができるよう配慮しております。
24	企業主導型保育事業で働く保育士にも、認可保育園勤務の保育士と同等の支援を行ってほしい。	【企業主導型保育事業で働く保育士への支援格差の改善】 福岡市の待機児童対策に対し、企業主導型保育事業を活用することを明記している中で、認可園と無認可園の線引きが明確にあることがあり、企業主導型事業については運営しづらい状況が生まれている。今後も民・官の力をあわせて安心して生み育てられる環境をつくっていくために、企業主導型保育事業で働く保育士に対しても、福岡市認可保育園勤務の保育士同等の支援を行ってほしい。 ・保育士奨学金返済支援事業補助金 ・保育士家賃助成事業補助金 など	計画案 どおり	保育士家賃助成事業補助金や保育士奨学金返済支援事業補助金については、増加する保育ニーズに対応するため整備を進めてきた認可保育所等において、安定的に保育士を確保できるよう、対象を認可保育所等としています。今後とも保育人材の確保について、必要な取組みを進めてまいります。
25	保育園を運営する法人の意識を変える対策（離職率が高い保育園への指導や研修など）も検討してほしい。	「子どもを預かる」という仕事の性質上、保育士は我慢しがちだが、サービス残業や業務の自宅持ち帰りの常習化、休暇の取得ができないなど、過酷な職場環境に置かれていることが多いように思う。 金銭面での保育士支援も大切であると思うが、保育園を運営する法人の意識を変えてもらうための対策（離職率が高い保育園への指導や研修など）も検討してほしい。	計画案 どおり	保育士の就労継続に向けた支援として、保育所への監査の際に離職の原因調査や定着化に向けた取組みを指導するとともに、施設長及び職員それぞれに、離職防止に向けた研修を実施しております。今後とも、保育士が安心して働き続けることのできる環境整備に取り組んでまいります。

施策3 身近な地域における子育て支援の充実

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
26	子どもプラザは今後増えていくのか。	子どもプラザは、屋内の子どもの遊び場所として利用できると同時に、子育て世代の親同士が情報交換できるため、よく利用していたと娘から聞いた。今後、施設は増えていくのか。	計画案 どおり	子どもプラザにつきましては、孤立しがちな乳幼児親子がいつでも利用できる常設の遊び場として、市内14か所（令和2年2月現在）に開設しております。今後の増設につきましては、市内の配置バランスや利用者のニーズ等を踏まえ、検討してまいります。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
27	<p>子どもプラザが校区に1つくらいに増えるといい。モールより、身近にあっていつでも一息つけたり相談できる場所があったほうがいい。</p> <p>一時預かりや相談機能の充実が賛成。</p>	<p>子どもプラザの「増設」というのが何件増やすことかわからないが、もっと身近で歩いて行ける校区内に1つくらいに、いつでも駆け込んで相談できるようなプラザが増えるといい。</p> <p>他の市に住んだことがあるが、各校区に、いつでも立ち寄れて、交流と相談ができる(愚痴などとも言える)場所が沢山あった。</p> <p>近くに幼稚園の子どもプラザがあるが、他の校区の知人と話していると、福岡は、そのような場所がない校区のほうが多いと聞く。モールにあるプラザより、身近にあっていつでも行って一息つけたり、相談できるような場所があったほうがいい。公民館のサロンは知っているが、いつでもやってくるわけでもなく、抵抗もある。</p> <p>一時預かりや相談機能を充実させると書いてあるのは、大賛成である。</p>	計画案どおり	<p>市内14か所(令和2年2月現在)に開設している子どもプラザのほか、139の小校区・154か所(平成31年3月時点)において、地域の見守りのもと、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる子育て交流サロンが開設されています。</p> <p>子どもプラザにつきましては、市内の配置バランスや利用者のニーズ等を踏まえ、増設を検討するとともに、一時預かり事業や子育ての相談機能の充実を図るなど、身近な地域における子育て家庭の支援に取り組んでまいります。</p>
28	<p>子どもプラザなどでは、自然に溶け込めるようなイベントの企画など、また来たいと思える環境づくりも必要ではないか。</p>	<p>子どもプラザ、子育てサークルを充実させることはとても良いことだと思うが、実際には知合いグループで利用することが多く、ひとりで初めて利用した時、どのように過ごしていいのか理解できない人もいるように思う。自然に溶け込めるようなイベントの企画など、また来たいと思える環境づくりも必要ではないか。</p>	計画案どおり	<p>子どもプラザでは、現在、親子遊びや絵本の読み聞かせ、食育、応急手当などの講座をはじめ、子育て支援コンシェルジュによる保育所・幼稚園等の案内講座などを開催しております。</p> <p>今後とも利用者ニーズを踏まえ、講座の充実を図るなど、誰もが気軽に利用できる環境づくりに取り組んでまいります。</p>
29	<p>地域の身近な場所に相談できる場所が増えたらいい。気軽に、いつでも立ち寄り、一息つける、預けることもできるのが大事。</p>	<p>区役所は確かにこども総合相談センターより身近なので、区役所の相談員さんが充実するのはいいことだと思うが、地域の身近な場所に相談できる場所が増えたらいいと思う。「気軽に、いつでも立ち寄って」小さなことでも聞ける、一息つける、できれば預けることもできる、というのが大事のように思う。</p>	計画案どおり	<p>身近な地域における子育ての相談窓口につきましては、現在、子どもプラザにおいて、保育士や幼稚園教諭など資格を持つスタッフが子育てに関する相談・援助を行うとともに、子育て支援コンシェルジュによる出張相談を実施するなど、乳幼児親子に対する支援を行っております。</p> <p>今後とも、子どもプラザにおける一時預かり事業や子育ての相談機能の充実を図るなど、身近な地域における子育て家庭の支援に取り組んでまいります。</p>
30	<p>どんなお子さんでも大丈夫ですよといった行動特性に応じたガイドラインを作成し、あたたかい学校になっていくことが、安心して子どもを育てられる環境にするには必要。</p> <p>町規模で交流の場を設け対話をするのが、地域で子育てしやすいまちづくりには不可欠。子育てプラザ・子育て交流サロン等は効果的に利用されていない。もっと身近にそういった場が増え、利用内容に柔軟性を持たせることが利用拡大につながる。予定を確認せずに行ける安心できる場づくりが必要。</p>	<p>迷惑をかけないようにすることで、身近な地域の方にも簡単に頼ることはできない。その姿を見て育っている子どもが、周囲に相談することができるだろうか。p66ひきこもりや無業(7~8割に職歴があり、就職を希望している)の状態にある若者は悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」傾向があるというアンケート結果からも言える。支援を必要とする高齢者も人に頼ることに後ろめたさを感じる。人は迷惑をかけながら頼りながら助け合って人間関係を築いていくものではないのか。</p> <p>就学前のお母さんは子どもが不登校になったらどうしよう・・といった不安を抱いている。どんなお子さんでも大丈夫ですよといった行動特性に応じたガイドラインを作成し、あたたかい学校になっていくことが、安心して子どもを育てられる環境にするには必要であり、少子化対策・福岡市の人口増・財政確保にもつながるのではないか。</p> <p>保育所の設立に反対したり、地域でも子ども達に温かい目ばかりではなく、「地域で子どもを見守り、育むしくみを充実させてほしい」は15.8%と低値であり、初めから地域社会に対する期待をしていないのではないか。地域の方も「今のお母さんは自分の子どものことだけ」という認識を持っていることも聞き取らなかっただけ」という認識を持っていることも聞き取らなかっただけ。</p> <p>町規模で交流の場を設け、交流し対話をするのが、地域で子育てしやすいまちづくりには不可欠ではないか。周りを気にしすぎる制限ばかりの子育てで、多くの母親が本当になりたい母親像から離れていき、子ども達は本来の能力を発揮できず、日本の価値観が子ども達の自由な自己表現を妨げている。</p> <p>子育てプラザ・子育て交流サロン等を「利用していない」が77.8%で効果的に利用されていない。もっと身近にそう言った場が増え、利用内容に柔軟性を持って施策していくことが利用者の利用拡大につながるのではないか。ほぼ365日この時間帯に行けば体操がやっている・・など、予定を確認せずに行ける安心できる場づくりが昔はあったとの地域の方の声もあった。今必要なのはそういった場所なのではないか。</p>	計画案どおり	<p>様々な原因により日常生活や学習活動等の場面で特別な支援や配慮が必要な子どもたちに対して、一人ひとりが持つ力を十分伸ばすための就学の間を考慮するため、就学相談会を行っております。学校に対しては、中・高等学校向けのハンドブック「発達障がいのある児童生徒への学習支援」や小学校向けハンドブック「わかる授業づくりハンドブック」作成し、障がいのある児童生徒への具体的な支援について示すとともに、合理的配慮推進ガイドラインを作成し、障がいのある児童生徒に対する支援の必要性について示しております。</p> <p>また、現在、139の小校区・154か所(平成31年3月時点)において、地域の見守りのもと、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる子育て交流サロンが開設されています。市内14か所(令和2年2月現在)で開設している常設の子どもプラザにつきましては、市内の配置バランスや利用者のニーズ等を踏まえ、増設を検討するとともに、一時預かり事業や子育ての相談機能の充実を図るなど、より効果的に利用していただけるよう取り組んでまいります。</p>

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
31	子育て支援の教育が受けられる研修を実施し、保育所で働く者は受講必須とすることで、(保育所が)地域の子どもや家族の駆け込み寺になるような仕組みにしていけないか。	【包括的に支援できる人材の育成】 子育て世代包括支援センターをつくるだけでなく、保護者や幼児が接する様々なシーンに支援に関する知識を持つ専門家がいて、真に包括的な支援が可能になるのではないかと。 例えば、助産師、保健師、看護師、保育士などがなれる、子育て支援に対する教育が受けられる共通の研修を実施。保育園で働くものは受講必須とすることで、地域の子どもや家族の駆け込み寺となるような仕組みにしていけないだろうか。	計画案 どおり	保育所においては、その専門性を生かし、地域社会との交流や連携を図り、地域住民に保育に関する情報を提供するなど、地域におけるすべての子育て家庭に対する支援に努めております。

施策4 障がい児の支援（乳幼児期）

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
32	発達の遅れがある子どもに関する専門家派遣を企業主導型保育でも受けられるようにしてほしい。	【発達障がい児の支援における認可園・認可外園の区別の解消】 発達遅延に対する子どもの援助の仕組みが、現状認可園は専門家派遣が受けられるが、無認可園は受けられないという状況がある。同様のケアを得られるように、企業主導型保育事業にも専門家派遣が受けられるように制度を改善してほしい。	計画案 どおり	療育センター等においては、療育センター等を受診の結果、支援が必要と判断されたお子さんについて、認可保育所に限らず、お子さんの通う施設などからの要請に応じ、療育センター等の専門職員が直接出向き、施設職員に対してお子さんの特性に応じた関わり方など療育技術の指導・助言などを行う「障がい児等療育支援事業」を実施しております。
33	保健師一人の判断でなく専門の相談機関を案内することを徹底し、適切な関わりを早期に実施していくとよい。支援を要する子どもたちへの事業活用ハンドブックなどにより、様々な視点の行政サービスを情報提供していくことが必要。	健診時に「発達が気になる」と保健師さんに相談したが、その場の様子や幼稚園に通っている状況から大丈夫そうだから様子を見ましょと保健師さんの判断で声かけをされていた保護者が多い。一人の判断でなく一度他の専門の相談機関を案内することを徹底し、保護者の育てにくさで悩む期間を短く、適切な関わりを早期に実施していくのではないかと。 支援を要する子ども達への事業活用ハンドブックなどにより、様々な視点の行政サービスの効果を楽しむように漏れなく情報提供していくことが、早期発見・早期支援には必要ではないかと。	計画案 どおり	乳幼児健康診査では、小児科医、助産師、保健師、保育士、歯科衛生士などの多職種が関わりお子さんの発育発達を確認しております。発達が気になるお子さんについては精密検査の受診を勧めるなど、今後も適切な支援に努めてまいります。 また、福岡市では、「ふくおか・子ども情報」ホームページや冊子「子育て情報ガイド」など、さまざまな媒体を活用し、子育て支援に関する情報を提供しており、今後、AIなど新たな情報技術を活用した問い合わせサービスの提供にも取り組んでまいります。

施策5 子育てを応援する環境づくり

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
34	妊娠中やベビーカーなど、いろいろな人の視点に立った、まちのバリアフリーを進めてほしい。	妊娠中やベビーカーが必要な子どもを伴った外出など、天神を歩いても、ちょっとした段差や地下から地上に上がる際の連絡に不便さを感じることもある。いろいろな人の視点に立った、まちのバリアフリーを進めてほしい。	計画案 どおり	福岡市では、福岡市福祉のまちづくり条例及び福岡市バリアフリー基本計画に基づき、高齢者、障がいのある人、子ども連れの人をはじめとするすべての市民が、安心して生活し、円滑に移動できるように、ハード・ソフト一体となったバリアフリーの取組みを進めております。
35	防犯体制強化・安全管理の取組みに「小学校」も明記すべき。 信頼できる高齢者に、子どもの見守りや通園・通学時の巡回、不審者侵入防止などに携わってもらうことも必要。	(4)子どもの安全を守る取組み「保育所、幼稚園、・・・等において、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、日常的な安全管理に取り組みます。」 ○小学生も不審者等から保護すべき対象と考えることから「小学校」も明記すべき。 ○具体策として、マニュアルやハード面の整備もあるが、これから大幅に増加する高齢者に携わってもらうことも必要かと思う。「地域の子どもを守りたい」という意志を持った信頼できる高齢者に「子ども見守り隊」(ボランティア)に登録してもらい、通園・通学時には交差点や視界の悪い場所で子どもを見守ってもらい、授業中や休み時間には園・学校内を巡回してもらい、不審者侵入防止、子ども同士のいじめの把握(→保育士・教師への連絡)、子どもの遊び相手等を行ってもらい。 ○それによって、子どもの安全確保と、保護者の安心、教師・保育士の負担軽減、高齢者の生きがいづくり・自己有用感の醸成・健康増進、地域コミュニティの活性化が図られるのではないかと。	修正	ご意見を踏まえ、ご指摘いただいた箇所に「小中学校」を加筆します。 保育所等での子どもの安全の確保については、施設職員の共通理解や、緊急時に備えた体制づくり、家庭や地域の関係機関と連携した安全管理に取り組むよう各施設を指導しており、子どもの安全を守る取組みについて、地域の実状に応じて、必要な取組みを行っております。 小中学校では、危機管理マニュアルに基づく指導体制の整備や通学路の安全点検を行うとともに、保護者、地域からスクールガードを募り、学校内外の巡回など見守り活動の充実に取り組んでおります。 また、福岡市では、防犯物品の提供や、使用期間が満了した庁用自動車の防犯パトロールカーとしての無償譲渡、車検・ガソリン経費の補助・助成など、地域の防犯ボランティアや保護者等による自主防犯活動への支援を行っています。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
36	関わる時間が少なくとも愛情のこもった言葉を注ぐことで子どもは大切にされていると実感するという考えを、保育関係者、学校関係者、社会に普及させていくことが、保護者が安心して働き続けられるために必要。	待機児童も激減し、働くために子どもを預けられる場所の提供は劇的に改善されているが、安易に「仕事を減らしたらどうか」とアドバイスする保育関係者や教師、地域の方々も多い。保護者は子どもとの時間を十分にとってあげられないことに多少なりとも後ろめたさを感じている。 関わる時間が少なくとも、子どもに対して一言でも愛情のこもった言葉を注ぐことで子どもは大切にされていると実感するため、保育関係者、学校関係者、社会にこの考えを普及させていくことが、保護者が精神的にも安心して働き続けられるようにするには必要ではないか。	計画案どおり	市民、事業者などと協働し、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組んでいくとともに、社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及啓発に取り組んでまいります。
37	‘「い～な」ふくおか・子ども週間’のような表面的な活動ではなく、積極的に違う手段で社会に啓発し、社会全体が子どもや家族を思いやることのできるよう啓発する必要がある。	周囲10数名に聞き取りしたが、‘「い～な」ふくおか・子ども週間’について知っている人は残念ながらいなかった。子育てサロンをしている方ですら知らない。表面的な活動ではなく、もっと積極的に違う手段で社会に啓発し、社会全体が子どもや家族のことを思いやることのできるように啓発していく必要がある。 自分に子どもがいらないから関係ないではなく、社会的母性を育み、未来を担う子供たちが安心して育つことができるようなあたたかい社会づくりが必要。そんな社会は子どもだけでなく、高齢者や障がい者にとってもやさしいまちであると思う。	計画案どおり	市民、事業者などと協働し、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組んでいくとともに、社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及啓発に取り組んでまいります。
38	「頼ること＝迷惑をかけること」という日本の価値観に苦しめられることなく、「もっと頼って子育てをしていい」という「社会全体で子育てしていこう」という啓発運動を普及することは、高齢者や障がいをもつ人にとっても過ごしやすい環境づくりにもつながる。	財団法人日本青少年研究所の調査結果によると日本の子どもはアジアの中でも飛び抜けて自尊心が低い。集団における調和を何よりも大切にし、人の目を気にしすぎており、人に迷惑をかけない子育てが自尊心をつぶしている。 「頼ること＝迷惑をかけること」のように認識され、多くの保護者が迷惑をかけないように制限をする子育てをしている。迷惑をかけないようにすることで、身近な地域の方にも簡単に頼ることはできない。その姿を見て育っている子どもが、周囲に相談することができるだろうか。その結果がアンケートにも出ている。 日本の価値観に苦しめられて、多くの母親が本当になりたかった母親像から離れていつている。「もっと頼って子育てをしていい」という「社会全体で子育てしていこう」という啓発運動を普及することは、高齢者や障がいをもつ人にとっても過ごしやすい環境づくりにもつながるのではないか。	計画案どおり	市民、事業者などと協働し、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組んでいくとともに、社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及啓発に取り組んでまいります。
39	産後サポート(デイケア等)や子どもショートステイの利用料が高い。経済的に厳しい家庭は無料にすべき。 「子ども施策の各種利用料等の減免」に産後ケアや子どもショートステイは入っているか、いつから始まるのか。減免は一刻も早く始めるべき。	「産婦の心身のケア・育児サポート」とあり、産科での産後デイケアのことだと思うが、ほかの市に住んでいた時はこのようなサービスがなかったので、いいサービスだと思う。続けてほしい。 ただ、産後ケアや子どもを預けられるショートステイを特に必要としているのは、自分の親からのサポートをもらえなかったり、経済的に余裕がない家庭の母親が多いと思うので、利用料が高い。保育園のように所得で料金が変わってもいいので、経済的に厳しい家庭は無料で利用できるようにすべき。 「子ども施策の各種利用料等の減免」に産後ケアやショートステイは入っているのか。いつから始まるのか。「すべての子ども」の「アクセス向上」(基本的視点)や「在宅支援の強化」(施策11)をめざすなら、子育てを支えるそれらのサービスの減免が必須だと思う。これらのサービスの利用しやすさは、特に子育てに課題を抱えている家庭の状況の深刻化を防ぎ、子どもの発達に直結するので、減免制度は一刻も早く始めるべきだと思う。	計画案どおり	産後ケア事業、産後ヘルパー派遣事業、子どもショートステイにつきましては、市県民税非課税世帯・生活保護世帯等に対して、利用料金の減免を実施しています。 すべての子ども・若者や子育て家庭が、その状況にかかわらず、必要な情報、支援、サービスなどにアクセスできる環境を整えることは重要であると考えており、子育てにかかる経済的負担を軽減するためにも、子ども施策の各種利用料等の減免を図るなど、今後とも、支援を要する子どもや保護者が利用しやすいサービスの構築に取り組んでまいります。
40	保育料の多子軽減を企業主導型保育事業にも適用してほしい。	【企業主導型事業に通う幼児にも保育料多子軽減を適用】 福岡市の待機児童対策、また共働き家庭の増加や就労形態の多様化に対応するものとして企業主導型保育事業の活用が明記されている中で、現在、保育料の多子軽減(きょうだい児減免)については保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、幼稚園、認定こども園又は児童発達支援等に限定されており、認可外である企業主導型保育事業の保育園は算出対象外で、保護者にたいして不公平な措置となっている。今後、幼稚園と企業主導型保育事業との連携が進められる中で、第一子は幼稚園、第二子以降が企業主導型保育園に通う、という状況が増えていくことが予想される。子育て支援の対応として不公平なものとなっているため算出対象となる施設に企業主導型保育事業も適用してほしい。	計画案どおり	認可保育所等における保育料多子軽減については、令和元年10月に制度が改正され、企業主導型保育施設を利用しているきょうだい児も同時利用算定の対象としております。 なお、企業主導型保育施設における多子軽減を含む保育料については、認可保育所の水準を参考にして企業が設定しております。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
41	<p>具体的に何の出費に負担を感じているのか質問し対策したほうが、負担軽減を実感する。</p> <p>給食費や備品購入の負担を減らすほうが児童手当支給より負担軽減を実感できる。</p> <p>学校をコミュニティ・スクール化することで、習い事に行かなくても学びの機会を増やすことができる。</p>	<p>具体的に何の出費に負担を感じているのか質問項目を増やして具体的に対策した方が、負担が軽減したと実感するのではないかと。</p> <p>医療費の助成、児童手当の支給がされていても現場の保護者が子育てにおいて経済的負担を感じている理由として周囲に聞き取りしたところ、中学高校の制服代、体操服やゼッケン、楽器、習字、裁縫、絵具、書き方といった各種道具などの備品の購入費、習い事があがってきた。</p> <p>全国的には給食費未払いの家庭が問題にされており、実際に支払いが必要となる給食費や、個別必要な備品を学校で共同購入して備品の購入負担を減らすことの方が児童手当の支給という方法よりも経済的負担が軽減したと実感できるのではないかと。</p> <p>必要であれば、本当に子どものために使われているのか疑問となるPTA会費（一部の人が参加する懇親会費用など）などを本当に子どものために必要なものに利用するなど、進化させていく必要があるのではないかと。</p> <p>また、学校をコミュニティ・スクール化することで、習い事に行かなくても学校で学びの機会を増やすことができるのではないかと。</p>	計画案どおり	<p>『子ども・子育て支援に関するニーズ調査』（平成30年度）の結果として、保育料の軽減・補助、子どもの医療費助成、ひとり親家庭への助成などについてのご意見を多数いただき、第5次福岡市子ども総合計画では、それらの施策を引き続き実施するとともに、子ども施策の各種利用料等の減免を図るなど、支援を要する子どもや保護者が利用しやすいサービスの構築に取り組んでまいります。</p> <p>学校の備品につきましては、国語辞書をはじめ、学級・学年・学校単位で共用できる物、備え付ける物の経費については、公費で負担しており、算数セットや柔道着など、児童生徒の個人での利用から備え付けとした物もごさいます。</p> <p>コミュニティ・スクールについては、第2次福岡市教育振興基本計画において、学校と家庭・地域等の連携強化を図るため、「コミュニティ・スクール導入の検討」を掲げており、今後、学校現場の意見も伺いながら検討を行ってまいります。</p>

成果指標

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
42	<p>子育て満足度は高めだが「地域での支え合いにより子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合」は少ない。まわりの目を気にしすぎる子育てが自尊心をつぶしている。人に迷惑をかけないことが本当に大切なのか。</p>	<p>子育て環境満足度は高めであるのに対し、「地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合」は約半数と少ない。</p> <p>「頼ること＝迷惑をかけること」のように認識され、多くの保護者が迷惑をかけないように制限をする子育てをしている。</p> <p>財団法人日本青少年研究所の調査結果によると日本の子どもはアジアの中でも飛び抜けて自尊心が低い。集団における調和を何よりも大切に、人の目を気にしすぎており、人に迷惑をかけない子育てが自尊心をつぶしている。人に迷惑をかけないことが本当に大切なのか・・・</p> <p>（科学館エレベーター内で体験した事例）</p> <p>混雑したエレベーターを降りる際、子どもに「ほら、早く降りなさい！邪魔になるでしょう」と急ぎ立てるお母さん。その後ろにいた足腰の悪いおばあちゃんも急いで降りようとしてます。そこで我が子が「おばあちゃん、ゆっくりでいいよ」と何気なく発言。他の人に迷惑をかけない子育てが子どもにも社会にもよい影響ばかりではないと実感した場面だった。</p>	計画案どおり	<p>市民、事業者などと協働し、今後とも、社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及啓発に取り組んでまいります。</p>

●目標2 子ども・若者の自立と社会参加

施策6 子どもの居場所や体験機会の充実

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
43	留守家庭子ども会での体験活動や地域活動への参加を増やすことで、子ども同士の関係性を深め、地域との関わりを広げられるのではないかと。	留守家庭子ども会で全学年の受入れが実施されたことにより、安心して就労を継続できる環境が整ってきたこと、わいわい広場の設置により子ども達の運動体験の増加や異年齢児との関わりが増加のみならず、子育て中の保護者にとっても、パートタイムに出ることや自身の時間のゆとりも増加し、健全な子育て環境の整備に繋がっていることに感謝したい。 その中で課題として ①就労時間が増えたことによる家族間の会話、地域との関りの減少 ②習い事や学習の時間が取れないことによる教育の格差が生じているのではないかと考える。 特に夏休みなど長期休暇の大半を留守家庭子ども会で過ごす子ども達は体験活動や外部とのふれあいの機会が少ないように感じる。 しかしながら、多くの子ども達が通う留守家庭子ども会だからこそ体験活動や地域活動への参加を増やすことで、子ども同士の関係性をより深め、地域との関わりを広げることができるのではないかと考える。	計画案 どおり	留守家庭子ども会は地域や保護者の協力を得て運営しており、現在も外部団体を招聘した体験学習や演劇鑑賞など、子どもたちの育成支援の一環として様々な体験活動の提供に取り組んでおります。 引き続き、地域との関わりを大切にして運営するとともに、地域の方々にご協力いただけるような活動を含め、体験活動の充実に取り組んでまいります。
44	留守家庭子ども会は今よりゆとりあるスペースで落ち着いて過ごすことが心身の健全な成長に良い。教室、公民館、コミュニティセンターなどの活用を考えてはどうか。	留守家庭子ども会への加入増加により、施設の活用が難しくなっているように思う。子ども同士のトラブルや、個々の活動を考えると今よりもゆとりあるスペースで落ち着いて過ごすことが、子ども達の心身共に健全な成長に良いのではないかと。 学校教室や、公民館や地域のコミュニティセンターなどの活用も考えてはどうか。	計画案 どおり	留守家庭子ども会施設につきましては、小学校の敷地内にすべての留守家庭子ども会を設置して運営しております。引き続き、児童が安心して過ごすことができるよう、学校施設の活用も含めて計画的に整備を進め、入会児童の増加に対応してまいります。
45	留守家庭子ども会ではない団体に子どもを預けている人たちへのサポートがあるといい。もしくは留守家庭子ども会1か所の人数を少なめにするのもいいのでは。	学校にある留守家庭は子どもが多すぎて、ほかの団体がやっている学童保育に高い料金で預けている親たちがいます。中には子ども同士のトラブルで留守家庭を辞めて、しょうがなく他に預けている人もいます。そのような人たちへのサポートが何かあるといいと感じます。もしくは、留守家庭1か所の人数を少なめにして、何か所かに分けるのもいいのかもしれません。	計画案 どおり	留守家庭子ども会につきましては、入会児童数に対応できるよう学校施設の活用を含めて計画的な施設整備に取り組んでいるところです。引き続き、グループに分かれて活動するなど、各子ども会の状況を踏まえた対応を行い、児童が安心して過ごすことができるよう取り組んでまいります。
46	中央児童会館のような施設が各区に設置されることを願う。または公民館がこのような役割を果たすことができればと思う。 子ども食堂が、共に食事を作る機会や教育も提供できれば、生きる力を養うことができる。	中央児童会館は高校生までの利用が可能となり、中高生向けのクラブ活動が実施され、またそれらのクラブプログラムの発表の場があり、幼児や小学生の子ども達との触れ合いが実施されていることは各年代の子ども達それぞれにとっても有意義だと感じている。 このような施設が、各区に設置されることを願う。または公民館がこのような役割を果たすことが出来ればと思う。 子ども食堂のようなものが、食を提供するだけでなく、共に食事を作る機会や、教育も提供できれば子ども達の自立力、生きるチカラを養うことができるのではないだろうか。	計画案 どおり	中央児童会館につきましては、交通利便性の高い場所に設置し、市内全域から利用できる常設の施設として、子どもたちに遊びや体験、交流の場を提供しております。中央児童会館の館外活動をはじめ、市内各所の子どもプラザや公民館の児童等集会室を活用するとともに、小学校の校庭を活用するわいわい広場や昼間校庭開放、子育て交流サロン、保育園の園庭開放などの事業を実施することにより、今後とも、身近な地域における子どもたちの遊びや活動の場の確保に取り組んでまいります。 また、現在活動されている「子ども食堂」は、大人と一緒に調理をしたり、宿題をしたり、子ども同士の遊び体験をするなど活動内容はさまざまであり、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所としても重要な役割を担っています。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
47	わいわい広場を利用する日は留守家庭子ども会を利用できない。 わいわい広場を雨天時も利用できる環境にすることは有意義ではないか。 人口に対する児童館数が極端に少なく図書館もない。子どもの居場所の拡充が早急に必要。	わいわい広場を利用する日は留守家庭子ども会を利用できないといった不都合が現場では生じている。また、雨の日にはわいわい広場は中止となる。「せめて屋根を設置してもらえたら・・・」という現場の声もある。小学校は災害時の避難場所として指定されている点からも、雨天時も利用できる環境にすることは有意義ではないか。 福岡市は福岡県の他の自治体と比較しても人口に対する児童館数が極端に少ない。図書館もない。子どもの居場所の拡充が早急に必要ではないか。	計画案 どおり	わいわい広場に参加した後に留守家庭子ども会に戻ることににつきましては、居場所の確認等、児童の安全管理上の問題から対応しておりませんが、雨天等によりわいわい広場が途中中止となった場合については、来年度より中止後に留守家庭子ども会へ戻るができるよう、現在検討を進めているところです。わいわい広場は、学校運営に支障のない範囲で学校施設を活用して運営していることから、雨天時は中止としている校区が多いのが現状ですが、学校とも連携を図り、各わいわい広場の状況を踏まえた検討を行ってまいります。 福岡市では、交通利便性の高い場所に中央児童会館を設置し、市内全域から利用できる常設の施設として、子どもたちに遊びや体験、交流の場を提供しております。中央児童会館の館外活動をはじめ、市内各所の子どもプラザや公民館の児童等集会室を活用するとともに、小学校の校庭を活用するわいわい広場や昼間校庭開放、子育て交流サロン、保育園の園庭開放などの事業を実施することにより、今後とも、身近な地域における子どもたちの遊びや活動の場の確保に取り組んでまいります。
48	子どもが伸び伸びと遊べる場や機会をたくさん作ってほしい。	近くの小学校では、児童が増えたため校庭が手狭になり、昼休みの利用時間が制限されているという話を聞いた。昔と比べれば、子どもだけで遊ばせることができる場所が限られているように思う。子どもが伸び伸びと遊べる場や機会をたくさん作ってほしい。	計画案 どおり	福岡市では、子どもたちがのびのびと遊べる場や機会を創出する事業として「わいわい広場」を実施しており、平日の放課後に小学校の運動場等において、子どもたちが自由遊びを中心に安心して自発的に活動できるよう支援しています。引き続き、地域・保護者等への周知を行いながら、わいわい広場の拡充に取り組んでまいります。
49	わいわい広場の施策の方向性として、PLAY WORKERの活用を減らしている問題を考慮すべき。	わいわい広場についての現状と課題について記載がない。受託業者等に運営させている事で、現状を踏まえているか心配である。 施策の方向性として、PLAY WORKERの活用を減らしてしまっている問題を考慮すべきではと思う。	計画案 どおり	わいわい広場につきましては、市職員が適宜巡回を行うとともに、委託している運營業務受託者と積極的に意見交換を行うなど各わいわい広場の現状と課題を共有し実施しているところであり、今後とも、子どもたちや保護者、地域、学校等のご意見を伺い、児童の育成に関する専門家からアドバイスを受けながら、子どもたちにとって豊かな遊び場となるよう取り組んでまいります。 また、子どもたちの主体的な遊びを支援するプレイワーカーにつきましては、子どもたちの遊び場を豊かにしていくために必要な人材と考えており、引き続き、わいわい広場に関する施策の1つとして、プレイワーカーの育成や確保に取り組んでまいります。
50	わいわい広場に放課後の居場所づくりとしての目標があることが記載されてもよいのでは。	わいわい広場について、放課後のこども達にとっての居場所づくりとしての社会的目標がある事の記載がされていても良いのではと思う。	計画案 どおり	わいわい広場については、施策6の(2)遊び・活動の場づくりにおいて、「放課後等に自由に安心して遊べる場」として実施することを記載しており、引き続き、子どもたちの放課後の居場所を充実させる施策の1つとして取り組んでまいります。
51	土日に利用する科学館等の事業を平日のわいわい広場で実施するなど、相互の充実が図れないか。	市科学館など場所が固定していたり、土日を利用する事業を平日のわいわい広場で全校・学年を絞るなど、普及させる観点で垣根を低くして相互の充実が図れないか。	計画案 どおり	福岡市科学館では、より多くの子どもたちに科学の楽しさを伝えるために、学校をはじめ、地域の人々が集まる公民館などに出向いて体験学習の機会を提供しており、今後とも学校や地域等と連携し、積極的にアウトリーチ活動を展開してまいります。なお、主に運動場で実施するわいわい広場では、天候等の影響を受けやすい科学館の体験学習は実施しておりません。
52	コミュニティ・スクールを柔軟に取り入れていくことが必要。 児童館や図書館、寄り合いの場の増設と併せ、小学校、公園、緑地などの場を充実させるとよい。	春日市が取り組んでいるコミュニティ・スクールは、新たな人材の発見や自己の経験が他の役に立つことで自己効用感を高めたり、地域住民のつながりに効果的であるようである。随時視察も可能であることから、体験者の声を聞き福岡市も柔軟に取り入れていくことが必要ではないか。 人口に対する児童館や図書館、寄り合いの場が全国規模からみても福岡市は少ない。新たな場所の増設と併せ、元々ある小学校、公園、緑地といった場を充実させていくとよいのではないか。	計画案 どおり	コミュニティ・スクールについては、第2次福岡市教育振興基本計画において、学校と家庭・地域等の連携強化を図るため、「コミュニティ・スクール導入の検討」を掲げており、今後、学校現場の意見も伺いながら検討を行ってまいります。 児童館につきましては、福岡市では、交通利便性の高い場所に中央児童会館を設置し、市内全域から利用できる常設の施設として、子どもたちに遊びや体験、交流の場を提供しております。中央児童会館の館外活動をはじめ、市内各所の子どもプラザや公民館の児童等集会室を活用するとともに、小学校の校庭を活用するわいわい広場や昼間校庭開放、子育て交流サロン、保育園の園庭開放などの事業を実施することにより、今後とも、身近な地域における子どもたちの遊びや活動の場の確保に取り組んでまいります。 福岡市立図書館につきましては、現在、総合図書館・分館を含め11館を設置しており、そのほか早良地域交流センターの整備にあわせて、分館の設置を予定しております。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
53	中央区だけでなく、子どもがたくさん住んでいる区でも、公共施設での遊び・体験の機会が増えるといい。	留守家庭こども会の段階的拡大、福岡市科学館、中央児童館のリニューアルなど、利用者として大変身近なトピックスだった。利用者として感謝している。しかし利用できるこどもたちは限られている。福岡市中央区だけでなく、たとえば東区や西区といった子どもがたくさん住んでいる区にも公共施設で遊び、体験機会が増えるといいと思う。	計画案 どおり	中央児童会館及び科学館につきましては、交通利便性の高い場所に設置し、市内全域からご利用いただいております。また、各館のスタッフが各区の学校や地域に出向き、体験学習の機会や遊びのプログラムの提供も行っております。また、施策6に、体育館・公民館等での遊びのプログラム、学校や地域に出向いての体験学習を施策として位置づけており、引き続き、身近な地域における体験機会の充実を図ってまいります。
54	創造力や多様な価値観を子どもが身に付けられることはよいことだ。	さまざまな体験機会の場を充実し、創造力や多様な価値観を子どもが身に付ける事ができることはとても良いことだと思う。	計画案 どおり	第5次福岡市子ども総合計画においても、引き続き、さまざまな体験機会の充実に取り組んでまいります。
55	市独自の「ミニふくおか」は素晴らしい。大事にしてほしい。	最近の子ども達は、塾や習い事に忙しくて、自発的に何かすることが少ないような気がしますので、福岡市で独自にされている「ミニふくおか」は素晴らしい取り組みと思う。ぜひ大事にされて、子ども達が自分で未来を切り拓く行動を応援してもらえたらと思う。	計画案 どおり	「ミニふくおか」というまちを、子どもたち自身が主体的・創造的に作りあげていく活動を通して、子どもたちの様々な力を育むことができるよう、今後も企業・団体の皆様にもご協力いただき、社会全体で事業に取り組めるよう進めてまいります。
56	主体的に社会を学べるミニふくおかは素晴らしい取り組みだ。	子どもたちが主体的に社会を学ぶことができるミニふくおかは、大変素晴らしい取り組みだと思う。	計画案 どおり	「ミニふくおか」というまちを、子どもたち自身が主体的・創造的に作りあげていく活動を通して、子どもたちの様々な力を育むことができるよう、今後も企業・団体の皆様にもご協力いただき、社会全体で事業に取り組めるよう進めてまいります。
57	外国人学生と交流するなどの活動を活発にし、外国人の方も身近な地域の活動に参加できる機会を増やしていくことが必要。外国人が日本を学んでいる学校と連携して交流を深めていくことは互いにとって有意義。	地域に住んでいる外国人はいるが、交流の場は少ないかほぼないと感じる。「最近外国人が増えてきた」と嫌悪感を抱いている年配の方もいる。 子ども会でハロウィーンに一部の外国人学生と交流する機会があった。年に1度あるかないかではなく、こういった活動を活発にし、外国人の方も身近な地域の活動に参加できる機会を増やしていくことが必要ではないか。交流することで抱く嫌悪感も軽減するものと思われる。 また、外国人が日本を学んでいる学校と連携して交流を深めていくことは、お互いにとって有意義ではないか。	計画案 どおり	福岡市は、アジア太平洋の国・地域の子どもたちと交流し、異文化への理解を深めることにより、国際感覚あふれる青少年を育成するため、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が行う招へい事業等に要する経費を助成しております。引き続き同団体の支援を行い、子どもたちが異文化とふれあい、豊かな国際感覚を醸成する機会の提供に取り組んでまいります。
58	芸術面の素地となる文化芸術の鑑賞や、自分でやってみるきっかけをつくってほしい。	正直九州の子ども達はスポーツは小さい頃からやっている子が多いのですが、音楽や絵画などの芸術面の素地がなく、東京や大阪などとそこが決定的に違うような気がします。 街の文化基盤としてオペラやジャズ、ミュージカルなどが毎日開演されてこそ世界都市だと思いますし、富裕層もそのようなものを好むのではないのでしょうか。 子ども達に早い段階から文化芸術を“鑑賞する”だけではなく、自分でやってみるきっかけをつくってあげてほしいと思います。	計画案 どおり	福岡市では、施策6の(3)さまざまな体験機会の充実として、さまざまな文化芸術活動の推進を位置づけるとともに、「福岡市文化芸術振興計画」において「未来の担い手である子どもたちの育成」を重点施策の一つに掲げており、学校等へのアウトリーチや文化施設等での鑑賞・体験事業など、学校や地域において、多様な文化芸術に触れあう機会の充実に取り組んでまいります。
59	郷土愛を育み、郷土の地理・歴史・人々を知り、体験することを教育に取り入れてほしい。	p9「子ども・若者は、自分が大切な存在であることを認識し、自尊感情や自己肯定感を育みながら、心豊かにたくましく成長しています。たくさんの人とのふれあいの中で、社会性や道徳性を育み、主体的に社会に参加しています」は、大変すばらしい理念だと思う。 「主体的に社会に参加」について、福岡市で大切に育てられたこどもたちが18歳で大学や仕事につく際に、市外、県外に出ていくという現象が昔からある。魅力的な様々な学力にあった大学や就職先がないからであり、なければ自分たちの手で作るという発想も大事である。それにはふるさと・福岡市を大切に思い、ふるさと・福岡市とつながりを持ち続けたいという愛着が必要である。 福岡市への郷土愛を育み、郷土の地理・歴史・人々を知る・体験することを教育に取り入れてほしい。福岡市を県内外・海外へもアピールすることにつながる。 福岡市で大切に教育され育てられた子たちが18歳をこえた時、どこに住んでいても福岡をほこりに思い、市内在住のかたはもちろん、一度目的や目標のために県外・海外に出た人でも「貢献したい」と福岡市を応援（納税、寄付、市民活動への参加、支援活動）するなどの仕組みがあるとよい。大切に育てた子たちが福岡市の次の社会に貢献することはとても大切なことだと思う。その姿をみて次の世代は育っていく。	計画案 どおり	小中学校では、社会科において、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して、社会生活について理解するとともに、地域社会に対する誇りと愛情や地域社会の一員としての自覚などを養っております。また、道徳科において、我が国や郷土の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、国や郷土をよりよくしていこうとする態度を育成しております。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
60	音楽教育や表現教育、子ども時代から芸術に触れ、親しむ機会を増やしてほしい。音楽教育ワークショップ「ヤングアメリカンズ」の招へいを検討してほしい。	すべての子どもたちの自己肯定感を高め・心ゆたかにたくましくするために、市として音楽教育や表現教育を体験し芸術に子ども時代からふれる機会・親しむ機会を積極的に増やしてほしい。 自己肯定感を高めるために、音楽教育の出前授業をやっているアメリカの大学生と交流し学び発表する活動はどうか。飯塚市教育委員会や北九州市教育委員会がNPO法人じぶん未来クラブと共催している音楽教育ワークショップ「ヤングアメリカンズ」の招へいを、福岡市・福岡市教育委員会でもぜひ検討してほしい。自己肯定感だけでなく、英語を話したいという意欲の向上や、表現力、300人ほどで3日間で1時間のショーをつくるという実体験を通してチームワークがはぐくまれる。福岡市の学校では提供できない内容で、全国の学校で授業として取り入れられています。音楽で子どもたちの心の扉を開き、勇気づける機会を、検討していただきたいです。	計画案 どおり	施策6の(3)さまざまな体験機会の充実として、さまざまな文化芸術活動の推進を位置づけるとともに、「福岡市文化芸術振興計画」において「未来の担い手である子どもたちの育成」を重点施策の一つに掲げており、学校等へのアウトリーチや文化施設等での鑑賞・体験事業など、学校や地域において、多様な文化芸術に触れあう機会の充実に取り組んでまいります。 また、音楽教育や表現教育を体験し、芸術に触れ、楽しむ機会を増やすことについても重要であると考え、様々な体験活動の充実に取り組んでおります。 なお、音楽教育ワークショップ「ヤングアメリカンズ」については、現在、教育委員会の後援として各学校に案内を配布しており、個人での申込みができるようにしております。
61	「③文化芸術活動の推進」で、日本伝統文化継承プログラムも実施してほしい。 「⑦読書活動の推進」で、体験型の読み聞かせ活動を小学生・中高生・保護者も参加しやすい内容とすることを提案する。留守家庭子ども会、ミニふくおか、地域子ども育成事業などの事業に読書活動を盛り込むことで、本が身近になる。	「③文化芸術活動の推進」では、文化芸術のカテゴリに日本伝統文化継承プログラムも実施してもらいたい。国際交流の場において、諸外国の文化に触れる活動を多く実施されているが、子ども達が自国の文化を伝えることも、世界で活躍する人材育成を考えた時には重要ではないか。日本の文化芸術に触れるだけでなく、それを身に着けることが出来るようなプログラムに期待したい。 「⑦読書活動の推進」では、図書の増加や情報提供だけでなく、体験型の読書活動として、読み聞かせ活動を対象者を絞らずに小学生や中高生、保護者も参加しやすい内容とすることを提案したい。主に乳幼児向けに多く行われる読み聞かせ活動だが、小学校高学年以降も読み聞かせに大きな効果を発揮できると考える。喋り手や役者による朗読会や、生演奏付きの朗読会、作家の講和など、物語の魅力を実感出来れば子ども達の自主的な読書活動に効果が期待できる。 また、現在おこなっている事業の多くに「読書活動」はマッチし、事業に盛り込んでいくことで日頃から「本」が身近になるのではないか。 例えば、留守家庭子ども会、ミニふくおか、地域子ども育成事業、アジア太平洋子ども会議、夏休み子ども美術館など。	計画案 どおり	施策6の(3)さまざまな体験機会の充実として、さまざまな文化芸術活動の推進を位置づけるとともに、「福岡市文化芸術振興計画」において「未来の担い手である子どもたちの育成」を重点施策の一つに掲げており、学校等へのアウトリーチや文化施設等での鑑賞・体験事業など、学校や地域において、伝統文化をはじめとする多様な文化芸術に触れあう機会の充実に取り組んでまいります。 読書活動の推進につきましては、乳幼児から小・中高生が本に親しむきっかけになる体験型事業として、福岡市子ども読書フォーラムを年1回、福岡市男女共同参画推進センターなどで開催するとともに、市立総合図書館及び各分館において、乳幼児から小学生を対象としたおはなし会、中学生から大人を対象としたおはなし会やストーリーテリングを、地域の読み聞かせボランティアと協働して実施しております。 また、留守家庭子ども会や地域の読書活動団体を対象に、市立図書館からの団体貸出を実施し、留守家庭子ども会及びミニふくおかにおいては、子どもたちが活動する身近な場面で読書ができるよう環境設定をするとともに、地域子ども育成事業において読み聞かせを行う講師を地域に派遣するなど、今後も引き続き、子どもたちにとって読書がより身近なものになるよう、読書活動の推進に取り組んでまいります。
62	図書館は、いじめや不登校で悩む子ども、ひきこもっている若者を含め、地域住民がよりよく生きていくために必要。読み聞かせや読書習慣の啓発も必要。	NTTの調べによると人口100万人あたりの図書館数は全都道府県の中で福岡県は41～47位と低ランクである。町おこしとして富山県では図書館内でコンサートや美術展、生涯学習が住民交流の場として活用している。図書館は、いじめや不登校で悩む子ども、ひきこもっている若者を含め、地域住民がよりよく生きていくために必要な施設である。 また、読み聞かせは親子の交流としての役割もあることから、読み聞かせや読書習慣の啓発活動も実施していく必要があるのではないか。	計画案 どおり	市立総合図書館及び各分館において、乳幼児から小学生を対象としたおはなし会、中学生から大人を対象としたおはなし会やストーリーテリングを、地域の読み聞かせボランティアと協働して実施しております。 また、市立総合図書館及び各分館では、読書習慣の育成のため、発達段階に応じた本を児童や保護者に紹介するモデル児童図書リストを作成して配布するとともに、テーマに応じた本の展示を年間を通じて実施しております。
63	地域にある歴史に、子どもだけでなく地域の住民も触れ、深めることができる機会を増やすことは、地域に愛着を持ち、交流を深めることにもつながる。	福岡市の谷公園には戦没者の慰霊碑があるが、地域の住民であつてもどういった所か知らない。地域にある歴史に子どもだけでなく、地域の住民も触れ、深めることができる機会を増やすことは、地域に愛着を持ち、また、交流を深めることにもつながるのではないか。	計画案 どおり	小中学校では、社会科において、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して、社会生活について理解するとともに、地域社会に対する誇りと愛情や地域社会の一員としての自覚などを養っております。また、道徳科において、我が国や郷土の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、国や郷土をよりよくしていこうとする態度を育成しております。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
64	さまざまな体験やイベントを、車をもっていない家庭の子どもでも参加しやすい工夫があったらいい。	59～60ページに書いてある、児童会館、ミニふくおか、博物館・美術館、科学館などでの体験やイベントを、車を持っていないような家庭の子どもでも参加しやすい工夫があったらいい。身近な地域での体験イベントを増やすなど、すべての子どもが夢を描ける福岡をつくるために必要なことだと思う。	計画案どおり	中央児童会館及び科学館につきましては、交通利便性の高い場所に設置し、市内全域からご利用いただいております。また、各館のスタッフが各区の学校や地域に出向き、体験学習の機会や遊びのプログラムの提供も行ってまいります。また、施策6に、体育館・公民館等での遊びプログラム、学校や地域に出向いての体験学習を施策として位置づけており、引き続き、身近な地域における体験機会の充実を図ってまいります。 今年度のミニふくおかにおいては、公共交通機関を利用して参加がしやすくなるよう、駅から会場まで無料シャトルバスを巡回しました。 福岡市博物館では、市内の小学校・特別支援学校及び公民館に呼びかけ、希望された学校や公民館に出向いて地域での「出前体験学習」を行っており、福岡市美術館では、公共交通機関がなく来館が難しい地域や離島にある小中学校や、また特別支援学校や院内学校などに通う来館自体が難しい子どもたちのための活動「どこでも美術館」を実施し、美術館に来にくい子どもたちの芸術鑑賞活動をサポートしています。 引き続き、すべての子どもたちがさまざまな体験に参加しやすい環境づくりに努めてまいります。
65	子どもの意見を引き出すために大人と子どものコミュニケーションの機会を増やし、町単位で交流の場づくりが必要。交流・対話できる場を各校区・町内規模でつくっていく必要がある。	子どもの意見を引き出すためには大人と子どもがコミュニケーションをとる機会を増やすことが必要であり、町単位で交流の場づくりが必要ではないか。 高齢化・若者率が高い特性を活かして交流できる対話のできる場を、各校区・町内規模で積極的につくっていく必要があるのではないかと。	計画案どおり	施策6の(4)遊び・活動・体験を支える地域活動の支援に取り組み、子どもたちが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動を支援するとともに、大人と子どものふれあいの場や機会づくりなど、地域における子ども育成活動を推進してまいります。
66	子ども会加入世帯に対する特典（公共施設の割引券など）の配布を検討できないか。	地域の大人との関わりや異年齢交流による協調性や責任感などを養う上で、以前から子ども会の活動は大きな役割を担っているが、子ども会の加入率は年々減少傾向にある。各地域では、子ども会の加入者を増やすために様々な努力をしていることと思われるが、減少傾向は止められない状況であり、私の地域でも、各町内が会員数を増やすために努力と苦労を重ねても減少傾向は止まらないのが現状である。 子ども会に入らない、もしくは高学年になって退会する主な理由は、子どもの習い事や親の都合（役員が回ってくるのが嫌、行事などの出費が増えるのが嫌）というもの。子ども会の活動に参加したいけど入っていない子どもも多いため。 加入率を上げるための提案として、福岡市として、子ども会加入世帯に対する特典（福岡市の各種施設の入場料割引・無料券交付、スポーツ観戦への招待、協賛企業のクーポンブック配布など）は検討できないか。加入者を増やす一助になるかと思う。	計画案どおり	子ども会加入率の低下は重要な課題ですが、ご提案いただいた子ども会加入世帯を対象とした特典等については、子ども会加入の有無にかかわらずすべての子どもたちに行き届く支援をめざす市としては実施が難しいところがございます。子ども会に対する子どもを対象としたイベントの積極的な周知や、子ども会のPR活動への協力などにより、支援してまいります。
67	校区のジュニアリーダー数に応じた子ども会への助成金支給を検討してほしい。	私の校区では、5年前からジュニアリーダーの育成に力を入れ、現在37名のジュニアリーダーが、校区行事や区行事で活躍している。 私自身がジュニアリーダーの育成に携わる中で感じているのは、思春期の子ども達の健やかな成長にとって、行事の企画運営、大人との交流、異学年間の交流、地域からの期待など非常に大切な活動であるし、子ども会活動のサポートをしてもらうことで、子ども達の育成にも非常に良い影響を与えてくれている。ジュニアリーダーを通して、いじめや不登校の情報を得たり、ジュニアリーダー自身が不登校や悩みを抱えたりした時に、すぐに寄り添ってあげる機会を得ることもできている。 毎年多くの子どもリーダーがジュニアリーダーを希望してくれるが、育成会の予算の関係上、毎年メンバーを入れ替えるなどの人数調整をしなければいけないのが現状で、ずっと関わっていきたいメンバーを外さないといけないことが心苦しい。 福岡市としてジュニアリーダー育成に力を注いでくれるとのことは大変嬉しく、希望としては、校区のジュニアリーダー数に応じた助成金支給をぜひ検討してほしい。	計画案どおり	福岡市では、市子ども会育成連合会に補助金を交付し、同連合会が各区、各校区の予算計画に応じて補助金を分配しているところがございます。地域のジュニアリーダーを対象としたジュニアリーダー研修会を実施し、引き続き、一人でも多くの子どもたちがジュニアリーダーとして活躍できるよう支援してまいります。
68	町規模での交流の場が、人材発掘のためにも必要。	民生委員の方が「どのように人材を発掘していくのか、人材は把握していても交流の場や発揮する機会がないことには難しい。」と述べていた。町規模での交流の場が、人材発掘のためにも必要である。	計画案どおり	地域子ども育成事業の中で、研修講師の派遣や遊びの達人の派遣といった、子どもたちの育成に関わる方に活躍していただけるような機会を提供しており、今後も、施策6の(4)遊び・活動・体験を支える地域活動の支援として、地域のさまざまな人材を発掘し、子どもの育成に携わる指導者の育成や支援者の確保に取り組んでまいります。

施策7 青少年の健全育成と自己形成支援

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
69	<p>良い生活習慣とは自分の思っていることや考えていることをはっきり言えるように促すことであるという考え、すなわち、意思表示権の尊重を大前提とすることが、自己形成や社会的自立に向けた取組みには必要。</p>	<p>自分が大切な存在なんだと自覚しなければ、真の自立心は芽生えないのではないか。日本のお母さんは、子育ての中で「早寝早起き朝ごはん」といった日本の価値観でよいとされる基本的な生活習慣を身につけようと一生懸命である。</p> <p>基本的な生活習慣の前に、「早く起きられない日があってもいいんだよ」といったありのままの子どもを愛する大前提は示されていない。まずはそこを示していかないと、生き辛さを感じる、いずれ大人になる子どもが益々増加するのではないか。</p> <p>自分の思っていることや考えていることをはっきりと言えるように促すという考え、すなわち、意思表示権の尊重を大前提とすることが自己形成や社会的自立に向けた取組みには必要ではないか。</p>	計画案どおり	<p>児童の権利に関する条約に規定された「児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」(第12条)につきましては、施策15の「施策の方向性」として、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざすこととしております。子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。</p>
70	<p>負の感情を吐き出す場が、学校でも家庭でも必要であることも併せて講演していく必要がある。</p>	<p>文科省が非行防止教室でも規範意識を育むことを謳っているが、学校教育においてルールを順守させることは、しつけと同じく抑圧が伴う。負の感情を吐き出す場が、学校でも家庭でも必要であることも併せて講演していく必要がある。</p>	計画案どおり	<p>福岡市では、地域こども育成事業において、地域全体で子どもを見守り育むという大人の意識を高めるため、子どもの人権や家庭教育、非行防止等を専門とする講師を地域に派遣する取り組みを行っております。学校においては、非行等の問題を抱える生徒に対しても、教師が子どもたちの声に受容的、共感的に耳を傾け、信頼関係に基づいた適切な生徒指導を行ってまいります。</p>
71	<p>給食を通して健康管理を身につけられるよう給食内容を見直していく必要がある。</p>	<p>学校給食を安心安全な(オーガニックのもの、農薬・添加物の禁止)ものに変え、咀嚼を考えた米飯・和食を基本に考えた献立を実施した結果、学校では子どもたちが落ち着き、非行がなくなり、学力の向上がみられた事例がある。給食でもパンが出てくる割合が多い状況で、学校での食事である給食を通して真の健康管理を身につけることができるのか。子どもたちが口にする給食内容についても見直していく必要があるのではないか。</p>	計画案どおり	<p>学校給食において、日本の伝統的な食文化である和食を継承することは、食育の観点から重要であり、その推進に努めております。</p> <p>また、学校給食のみならず、学校の教育活動全体を通して食育を推進し、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、食の自己管理能力を育むことができるよう指導しております。</p>
72	<p>子どもは親の所有物ではなく一人の人として尊重される必要があること、子どもの権利を知ることが、望まない妊娠を避けるためにも必要な教育ではないか。</p>	<p>未成年同士の妊娠において考えられる権利は何か。大人でもお腹の中の赤ちゃんの意見表明権について考える人は少ないのではないか。子どもは親の所有物ではなくて一人の人として尊重される必要があること、子どもの権利を知ることが、望まない妊娠を避けるためにも必要な教育ではないか。</p>	計画案どおり	<p>施策15に(3)子どもの権利の啓発と尊重を位置づけ、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。</p>
73	<p>正しい性知識などの保健・健康教育だけでなく、自分を大切にする気持ちを育む必要がある。「子どもの権利」を真剣に取り扱い、子どもだけでなく大人にも早急に教育していく必要がある。</p> <p>性的非行の重大性を子どもに自覚させていくことも重要。</p>	<p>正しい性知識などの保健・健康教育だけではなく、自分を大切にする気持ちを育む必要がある。そのためにも、「子どもの権利」を真剣に取り扱い、子どもだけでなく大人にも早急に教育していく必要がある。</p> <p>性犯罪は「魂の殺人」、深く相手を傷つける犯罪と言われており、性的非行の重大性を子ども自身にも自覚させていくことが非行防止にも重要ではないか。</p>	計画案どおり	<p>子どもの権利につきましては、福岡市人権教育・啓発基本計画に基づき、人権を尊重する市民の集いや講演会などを通じて啓発を行っております。また、小中学校においては、道徳科や学級活動を中心として、自分のよさを生かしながら、さらにそれを伸ばし、自分らしい生活や生き方について考えを深めるなどの学習を通して、自分を大切にすることを育んでおります。</p> <p>施策15に(3)子どもの権利の啓発と尊重を位置づけ、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、今後とも、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p>非行防止につきましては、家庭や学校、地域等と連携し、校区での少年愛護パトロールを実施するとともに、性犯罪を含む青少年の非行・被害防止を目的とし、毎年7月を「福岡市青少年の非行・被害防止強調月間」と定め、啓発ポスターの掲示や、研修会や講演会の開催等を行っており、今後とも、非行の未然防止や早期発見に取り組んでまいります。</p>

施策8 若者等の相談支援と居場所の充実

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
74	<p>子ども・若者支援地域協議会が若者や家族に意味のある話し合いの場になるよう、現場の団体やNPO、地域の人々が参加してつながり合える話し合いをしたほうがいい。</p> <p>サポートされた人がサポートする側に回れる仕組みができればいい。</p>	<p>この「協議会」が、若者や家族の人にとって意味のある話し合いの場になってほしい。ニュースで時々流れる国の協議会は、学者の人が多くて、現場のことをわかっているか不安なときがある。</p> <p>相談機関の設置のことも書かれているので、そこに相談があった人たちが、社会で幸せに生きていけるように、現場でサポートしているような団体とかNPOの人たち、地域の人たちが参加してつながり合えるような話し合いをしたほうが、とても意味のあるものになるのではないか。サポートされた人たちが、いつかサポートする側に回れるような、そんな仕組みができればいいと思う。</p>	計画案どおり	<p>施策8の(1)若者に関する総合的な支援・連携体制の整備に取り組む中で、実際に若者支援を行っている機関・団体を中心に実務者同士の話し合いの場を設けるなど、より効率的な連携体制の強化に努めてまいります。</p>
75	<p>学校は子どもたちが学ぶ一つの手段であり、安易に学校復帰率を向上させることを目的とするのは違うのではないか。不登校の児童の教育の権利を考え、学校以外の教育の場を増やしていくことが求められる。</p>	<p>学校に行くことは当たり前ではなく大人になるための手段の一つに過ぎない。また、フィンランドは学習義務はあるが学校に行く義務はなく、フリースクールやホームスクールなど、学校以外での学習の場を親の経済力に関係なく、学びたいと思うすべての人が学べるシステムがある。</p> <p>学校は子どもたちが学ぶ一つの手段であり、安易に学校復帰率を向上させることを目的とするのは違うのではないか。</p> <p>また、不登校の児童の教育の権利を考え、学校以外の教育の場を増やしていくことが求められるのではないか。</p>	計画案どおり	<p>不登校児童生徒への支援につきましては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指した取組を推進してまいります。</p> <p>また、福岡市においては、学校以外の学習や社会的自立に向けた取組を行う場として、適応指導教室（はまかぜ学級、まつ風学級、すまいる学級）を開設しております。さらに、フリースクールと意見交換会を行うなど連携を進めており、今後も不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に努めてまいります。</p>
76	<p>学校は子どもたちの声に耳を傾け、学校で受ける教育に意義を感じられる内容に進化させていく必要がある。</p> <p>学校以外の学びの場を増やし、学校でなくても学ぶ方法があることを情報提供していくこと、学び方の多様性が尊重されるまちづくりが必要。</p>	<p>不登校児童生徒数の増加は、学校に行く意義を見出せなくなっている子どもがいることの表れかもしれない。</p> <p>学校現場では管理職が子どもというよりも現場で働く先生方に気を使い、子どものためという上位の目的を見失っているように感じる。</p> <p>学校は子ども達の声に耳を傾け、学校で受ける教育に意義を感じられような内容に進化させていく必要がある。それは教育への権利にも当てはまる。また、学校は教育を受けるためのひとつの手段であって、学校以外の学びの場を増やし、学校でなくても学ぶ方法があることを情報提供していくこと、学び方の多様性が尊重されるまちづくりが必要ではないか。</p>	計画案どおり	<p>児童生徒が不登校になってからの事後的な取り組みに先立ち、不登校にならない魅力ある学校づくりを目指すことが大切であると考えております。児童生徒一人ひとりを大切に学習指導や、児童生徒との信頼関係に基づいた生徒指導など、児童生徒、保護者にとって魅力ある学校づくりに努めてまいります。</p> <p>また、福岡市においては、学校以外の学習や社会的自立に向けた取組を行う場として、適応指導教室（はまかぜ学級、まつ風学級、すまいる学級）を開設しております。さらに、フリースクールと意見交換会を行うなど連携を進めており、今後も不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に努めてまいります。</p>
77	<p>SSWを各小中学校に常時配置し、子どもに適切な支援や教育が提供されるように人的環境を改善することが、子どもの権利を保障するためにも必要。</p>	<p>小学校に入学し、スクールソーシャルワーカーが十分に機能すると、子どもに十分な支援や教育を提供することにつながることを体験した。現在中学校区に1人の配置であり、各小・中学校に配置でないため、必要な関わりに遅れが生じている。各小中学校に常時配置し、子どもに適切な支援や教育が提供されるように人的環境を改善することが子どもの権利を保障するためにも必要ではないか。</p>	計画案どおり	<p>スクールソーシャルワーカーについては、平成30年度から、小学校・中学校の9年間を通じた支援をめざして、すべての中学校ブロックに配置し、教育と福祉の両面から、子ども達への支援を行っております。今後もスクールソーシャルワーカーと小学校・中学校が連携し、組織的な支援体制の強化を図ってまいります。</p>
78	<p>様々な困難を有する若者がよりよい社会生活を営むためには、「みんな違ってみんないい」の価値観を普及させていく必要がある。教育の現場ですらこの考えは普及していない。啓発活動を実施していく必要がある。</p>	<p>元来の日本の価値観としてみんな揃って〇などところがある。みんなと一緒にじゃない子どもは、できないことばかりに焦点を当てた指導を受け、自信をなくして社会に出ることに不安を覚え、心地よい居場所を見つけにくい。創造性や活力も十分に生かされない。</p> <p>様々な困難を有する若者がよりよい社会生活を営むためには、「みんな違ってみんないい」の価値観を普及させていく必要がある。教育の現場ですらこの考えは普及していない。もっと啓発活動を実施していく必要があるのではないか。</p>	計画案どおり	<p>施策8の(1)若者に関する総合的な支援・連携体制の整備に取り組むことにより、様々な困難を抱える若者への支援に一層注力してまいります。</p>
79	<p>ひきこもりについて「怠けている」という負のイメージを払拭し「必要な休息であること」を地域住民に啓発していくことが必要。蓋をしてきた負の感情を吐き出し、気力を湧き起こす「ケア」という視点も必要ではないか。</p>	<p>ひきこもりに対する「怠けている」といった負のイメージを払拭しなければ、自分の悩みなど誰にも相談しない状況は改善されないのではないか。ひきこもりをした人は、「幼少期からこれまでに休むことができなかった分、必要な休息であること」の視点を地域住民に啓発していくことが必要ではないか。これまで蓋をしてきた負の感情を吐き出さなければ、新たな気力を湧き起こすことは困難である。支援だけでなくケアという視点も必要ではないか。</p>	計画案どおり	<p>ひきこもり対策事業において、ひきこもりの理解促進に向けた取組みや効果的な支援が行えるよう、ひきこもり支援者研修会、関係機関との連携会議等を実施しております。</p> <p>また、「思春期ひきこもり支援フォーラム」を開催し、ひきこもりについて市民の方々への理解促進に取り組むとともに、ひきこもり状態にある中学卒業後から20歳くらいまでの若者を対象とした居場所の開設、訪問相談員の派遣などにより、本人の気持ちを語るができるようケアしながら支援を行っております。</p> <p>引き続き、ひきこもりに悩むご本人やご家族に寄り添いながら、地域の中で回復し社会参加できるよう取組を進めてまいります。</p>

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
80	ひきこもりに対する「怠けている」といった負のイメージを払拭することや、蓋をした感情を吐き出せる人間関係づくり、身近なコミュニケーションの場づくりが必要。 小学校、公民館だけでなく、「町」規模で地域の人が交流できる場を増やし、既存の公園や緑地や空き家の活用を市がサポートすると、相談できる人に出会う機会が増える。	ひきこもりに対する「怠けている」といった負のイメージを払拭しなければ、自分の悩みなど誰にも相談しない状況は改善されないのではないか。ひきこもりをした人は、毎日の生活の中で、一人で心も身体も落ち着いて休める時間がなかった。「幼少期からこれまでに休むことができなかつた分、必要な休息であること」の視点を地域住民に啓発していくことが必要ではないか。これまで蓋をしてきた負の感情を吐き出さなければ、新たな気力を湧き起こすことは困難である。蓋をした感情を吐き出せる人間関係づくり、身近なコミュニケーションの場づくりが必要ではないか。 城南区別府にある「よりあいの森」では地域の人の連携により世代間交流が活発に行われている。小学校、公民館だけでなく、「町」規模で地域の人が交流できる場を増やしていく、既存の公園や緑地や空き家を活用するといったことが実現しやすいように市がサポートしていくと、自ずと相談できる人に出会う機会が増えるのではないか。	計画案 どおり	福岡市ひきこもり成年地域支援センターにおいて、相談事業やグループ活動支援、居場所の提供、情報発信を行っております。 また、「思春期ひきこもり支援フォーラム」を開催し、ひきこもりについて市民の方々への理解促進に取り組むとともに、ひきこもり状態にある中学卒業後から20歳くらいまでの若者を対象とした居場所の開設、訪問相談員の派遣などにより、本人の気持ちを語るができるようケアしながら支援を行っております。 引き続き、一人ひとりに寄り添いながら、回復の段階に応じた支援を行ってまいります。
81	福岡市に転入した人を含め、孤独な若者が心を寄せ合い、ほっとできる場がほしい。	最近、ひきこもりとか、だれとも交流のない人が起こした事件がニュースで流れる。福岡市や私の住んでいる市でもそうだが、生まれ育った地から就職や進学で離れて、そのまま住んでいる人が多いようだし、孤独な人も多いのではないか。 そんな若者たちが心を寄せあえるような“街のほっとステーション”みたいなものが、どこかにあるといいと思う。	計画案 どおり	福岡市では、中高生を中心とした若者が誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりに取り組むとともに、ひきこもり成年地域支援センターにおいて、ご本人が安心して自由に過ごせる場として居場所「とろっこ」を開設しております。 引き続き、若者にとって居心地のよい居場所づくりの促進に努めてまいります。
82	自分の力だけでは社会復帰できない者の相談、居場所づくりに、しっかりと取り組んでほしい。	引きこもりやニートの若者が自立し、しっかりと目標を持って働かなければ、この国に未来はないと思う。 自分の力だけでは社会復帰できない者の相談相手となり、その居場所作りを行うことは、若者が社会との繋がりを取り戻し、自立への第一歩となると思うため、しっかりと取り組んでほしい。	計画案 どおり	福岡市では、中高生を中心とした若者が誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりに取り組んでおります。 また、施策8において、新たに若者に関する総合的な支援・連携体制の整備を行うこととしており、中高生や若者に寄り添う居場所の充実とあわせて、若者等の相談支援と居場所の充実に取り組んでまいります。

施策9 障がい児の支援（学童期以降）

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
83	発達障がい等の配慮を要する通常学級の子どもたちへの教育のあり方、教職員研修、支援・指導方法を考えるべき。人員配置も見直すべき（支援員・教職員増員、副担任制導入など）。 特別支援学級、通級指導教室を各学校に設置すべき。	インクルーシブ教育について記載があるが、通常学級にいる発達障がい等の配慮を要する子ども達への支援についての記載がない。文科省のデータによると約6.5%の割合で、発達障がい等配慮を要する子どもがいると言われており、少なくとも一クラスに1～2名の配慮を要する子ども達がいることになる。このような子ども達への配慮や対応も含めた、教育のあり方、教職員の発達への理解のための研修、支援や指導の方法を考えるべきである。また、支援員や教職員の増員、副担任制の導入などの人員配置も見直すべきである。 また、福岡市は県内の他市町村に比べても、特別支援学級、通級指導教室が非常に少ないことが知られている。これらを各学校に必ず設置する等して増やすことで、地域で子ども達が学べる環境を整備すべきである。	計画案 どおり	児童生徒への支援につきましては、各学校に校内支援委員会を設置し、学校長、コーディネーターを中心として組織的に取り組む支援体制づくりを行うとともに、特別支援教育連携協議会を開催し、学校間や関係機関との情報共有などを行っております。 また、学校生活支援員につきましては、児童の実態及び学校の運営状況に応じて適宜任用し、児童生徒がよりよく学校生活を過ごすことができるように努めております。 特別支援学級並びに通級指導教室につきましては、対象となる児童生徒数の増減及び居住地等の実態を踏まえ検討してまいります。
84	通常学級でも個々の困り感に応じて適切な関わりを保障できるよう、行動特性に応じたガイドラインの作成が必要。	通常の学級にも診断の有無に関わらず特別な支援を必要とする児童が一定数在籍していることから、個々の困り感に応じて適切な関わりを最低限保障できるように、行動特性に応じたガイドラインの作成が必要ではないか。最低限保障した上で個々に応じた関わりをしていただかないと、担当された先生によって受けることのできる教育に差が生じてしまうのではないか。	計画案 どおり	学校に対しては、中・高等学校向けのハンドブック「発達障がいのある児童生徒への学習支援」や小学校向けハンドブック「わかる授業づくりハンドブック」作成し、障がいのある児童生徒への具体的な支援について示しております。 また、合理的配慮推進ガイドラインを作成し、障がいのある児童生徒に対する支援の必要性について示しております。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
85	<p>福岡市は、校内通級学級、学校生活支援員の人数が極端に少なく、通わせるには仕事の継続が困難で退職したり、仕事を辞められないために通級を諦めるといった問題が生じている。診断の有無に関わらず人的配置を保障していく必要がある。学校生活支援員を最大6名にし、通級学級の整備や巡回通級を抜本的に取り入れていく必要がある。</p>	<p>福岡市は通常学級にいる発達に課題のある子どもへの支援が不十分であると感じる。発達に課題のある子どもを担任の先生が1人で対策するのはかなりの負担であり、疲弊することで手に負えず、問題行動にも安易に大声で怒ったり手探りの対応をされる。結果二次障害で状況は悪化し、子どものもつ能力も十分に発揮されずに自尊感情が低下していく指導が継続されている状況である。</p> <p>福岡市内の他の自治体と比較しても福岡市は、校内通級学級、学校生活支援員の人数が極端に少ない。粕屋町と比較すると校内通級学級100%に対し福岡市は5%、学校生活支援員は粕屋町では各学年に1人配置されており、福岡市はその3分の1である。その理由として福岡市は学校数が多いことを示されるが、それだけ福岡市に住む住人の母体数も多いことから、理由にはならないのではないかと感じる。</p> <p>通級が必要と感じる保護者も、通わせるためには仕事の継続が困難で退職したり、仕事を辞められないために通級を諦めるといった問題が生じており、子どもにとって、必要な教育が受けられていない現状である。適切な教育を受ける権利が尊重されていない。</p> <p>また、診断にこだわり、診断がなければ学校生活支援員を要望できない制度では、「学校生活支援員が付いている子ども」として保護者の間でレッテル貼りに繋がる現象が起きている。診断はなくとも行動特性のある子どもは増えてきていることから、支援は遅れや、周囲の大人といった環境により二次障害を起し悪循環を生じさせないためにも、診断の有無に関わらず、現場の先生や管理職の要望に応じられるように人的配置を保障していく必要があるのではないかと感じる。</p> <p>子どもの権利を保障できるよう、親・教師等の労働条件や生活条件、子ども福祉や養育・教育や予算のあり方を抜本的に見直す必要がある。粕屋町のように学校生活支援員を現在最大2名のところを6名に、校内通級と同等の教育を受けられるように、通級学級の整備や巡回通級を抜本的に取り入れていく必要があるのではないかと感じる。</p>	計画案どおり	<p>福岡市では、発達障がいや情緒障がいのある児童生徒が通う自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置しております。設置につきましては、対象となる児童生徒数の増減及び居住地等の実態を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>通級指導教室につきましては、本人、保護者のニーズが高く、年々希望者が増加しており、今後も、対象児童生徒数に応じて適切に設置してまいります。</p> <p>学校生活支援員につきましては、人数に限りはありますが、学校からの希望に応じて支援員を配置しており、特に診断を必要とはしておりません。今後も児童の実態等に応じて適宜任用し、児童生徒がよりよく学校生活を過ごすことができるように努めてまいります。</p>
86	<p>子どもの行動特性に応じた適切な関わり方のガイドラインを早期に作成する必要がある。</p>	<p>障がいの早期発見も重要であるが、障がいの診断の有無に関わらず、どのような子どもにでも適切な関わりが提供ができるよう行動特性に応じてガイドラインを早期に作成する必要があるのではないかと感じる。</p>	計画案どおり	<p>お子さんの行動特性等についての適切な関わり方については、保護者の方に対して、児童発達支援センターと発達障がい者支援センターにおいて、障がいの診断の有無に関わらず特性をわかりやすく支援者や周囲に伝え、環境が変わっても適切な支援を受けるためのツール「サポートファイル」の作成講座を開催しております。</p> <p>学校に対しては、中・高等学校向けのハンドブック「発達障がいのある児童生徒への学習支援」や小学校向けハンドブック「わかる授業づくりハンドブック」を作成し、障がいのある児童生徒への具体的な支援について示しております。</p>
87	<p>障がいの程度に応じた働く場や個性発揮の機会の増加、待遇格差是正などの推進を計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>私の子も軽度の発達障がいを抱えており、昨年も就職活動がうまくいかず、現在アルバイトをしている。</p> <p>私が育成に関わった子の中にも数名、軽度の発達障がいを抱えた子がいますが、就職し、頑張っている。</p> <p>しかし、仕事の雇用期間を決められていたり、仕事内容が単純作業に限定されていたり、持ち味を発揮できなかったり、努力が報われなかったり、という現実をよく聞かされている。</p> <p>障がい者雇用を積極的に取り入れる企業は増えていますが、障がいの程度に応じた働く場や個性を発揮する機会の増加、待遇格差の是正などを推進していく必要があると思う。</p> <p>計画に盛り込んでほしい。</p>	計画案どおり	<p>施策9の(3)自立や社会参加に向けた相談・支援として、引き続き、福岡市障がい者就労支援センターを中心に、関係機関と連携しながら障がいのある方からの就労に関する相談に応じるほか、企業セミナー等を通じて障がい者雇用に関する啓発を進めてまいります。また、福岡市発達障がい者支援センターと福岡市障がい者就労支援センターを集約して「発達障がい者支援・障がい者就労支援センター(仮称)」として一体的に整備し、発達障がいのある方の就労支援の充実に取り組んでまいります。</p>

●目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

施策10 子ども家庭支援体制の充実

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
88	精神疾患、ひきこもり、認知症など家族それぞれの問題への縦割りの対応では解決が難しいことを「現状と課題」に追加し、家族全体に総合的な相談・支援を行う体制の検討を「施策の方向性」に追加してほしい。	子どもを取り巻くさまざまな社会課題は、子どもだけへのアプローチで解決しないケースが多くあり、例えば下記のような話を専門職の方や地域の方から伺うことがある。 「子どもが学校にこない、ネグレクトの疑いがある、等の問題があった場合、その背景には、父親がギャンブル依存症で、母親が精神疾患、兄がひきこもり、祖父が認知症など、家族がそれぞれに課題を抱える複雑な家族関係が原因であることがある。このような場合、バラバラな専門機関が関わっているが縦割りであって、トータルで家族支援をしてくれるところがない。それぞれの抱えている課題が重たい場合は、単なるネットワークだけでは解決は難しく、総合的な相談・支援窓口が必要だ」 そこで、下記のような項目の追加を提案する。 【現状と課題】 「◆子どもに関わるさまざまな課題の背景に、家族の抱える問題が大きく関わり、それぞれの問題への縦割りの対応だけでは、解決が難しい場合が顕在化しています。」 【施策の方向性】 「◆関係局と連携し、さまざまな機関・団体、地域と協働して、困難を抱える家庭に対し、家族全体に総合的な相談・支援を行う体制について検討します。」	計画案どおり	子どもなど様々な福祉分野において、複雑化・複合化した地域生活課題や社会的孤立など、既存の支援制度だけでは対応が難しい課題が顕在化しており、関係機関等によるネットワークの強化などに取り組んできたところです。 今後とも、子どもや家族に関わる様々な分野の機関や団体が連携し、家族全体へのきめ細かな支援を行うとともに、このような支援のあり方を重要なテーマの一つとする次期保健福祉総合計画の策定にあたっては、関係局が連携し、複雑化・複合化した生活課題への支援について検討してまいります。
89	地域の方の見守りにより、子どもを安心して送り出し、子どもも地域の方と毎日顔を合わせている。地域の方との連携体制はこれからも大切にしてほしい。	大学生の娘と二人暮らしです。仕事をしながらの子育てで、周りに助けられて育ててこられた。私の住んでいる町内では、毎朝、地域の方が小学校の通学路に立って子ども達を見守っていただいております。毎朝安心して子どもを送り出すことができました。 地域の方は、子どもと毎日顔を合わせられ、それぞれの子どもの通学時間帯等細かなことも把握していただいているようで、そのような地域の方と連携されている体制は、これからも大切にして欲しい。	計画案どおり	「地域や市民との共働」を基本的視点として、引き続き、地域との共働による子どもの見守りや安全を守る取組み、青少年の健全育成などを推進してまいります。
90	通告窓口の一元化について、もう少し具体的な想定が記されると実現性が高まる。	通告窓口の一元化は、ぜひ実現してほしいです。ただ計画として具体性に乏しいので、「区・警察・児童相談所等の通告窓口」等、記すのは難しいか。また、いかにトリアージ機能を実装するかが重要だと思う。一元化した場合、どの機関が窓口になり、どういった人材、あるいは将来的にはAIを検討するのか等、気になった。全く未定であればやむを得ないが、もう少し具体的な想定が記されていると、実現性が高まる気がする。	計画案どおり	施策10の(5)電話相談・通告窓口の一元化に記載のとおり、電話による相談・通告の内容や相談者のニーズに応じ適切な機関等に引き継ぐ振り分け機能(一元的相談・通告窓口)を整備するため、振り分け基準や振り分け先などの具体的な内容について検討を進めてまいります。

施策11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
91	体罰だけでなく言葉の暴力なども課題として捉えたほうがいい。	「体罰によらない養育の社会的な浸透が課題」と書いてあるが、体罰以外にも言葉の暴力などもあると思うので、より幅広くとらえたほうがいいのではないかとと思う。	修正	施策11における文言について、「体罰」を「体罰等」に修正します。 児童虐待防止法の定義によると、児童に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応を行うなど、児童に著しい心理的外傷を与える言動については心理的虐待とされております。
92	関係団体・機関が連携し、児童虐待の早期発見・早期対応にしっかり取り組んでほしい。	最近、児童虐待による痛ましいニュースをよく目にする。虐待の早期発見・早期対応は、行政同士あるいは、行政と関係団体、警察などの機関との連携が不可欠であるように思う。人の生命にも関わることであるため、今後ともしっかりと取り組んで頂きたい。	計画案どおり	関係機関との連携につきましては、各区に要保護児童支援地域協議会を設置し、支援を要する子どもや家庭を対象に構成機関・団体のメンバーが連携して支援を行うとともに、こども総合相談センターの事務室と同一フロアに設置されている福岡県警本部少年サポートセンターと協力して対応するなど警察との連携を強化しております。 また、市内の主な医療機関、関係機関で構成する医療ネットワークを構築し、地域の医療機関等を対象とした児童虐待に関する相談窓口を拠点病院に設置するとともに、定期的に意見交換の場を設け、医療機関が関わった児童虐待対応についての情報共有等を行っております。 今後も、施策11の(2)関係機関の連携による支援や啓発を位置づけ、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応などに取り組んでまいります。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
93	<p>「機能分化」も理解できるが、むしろ「共働の推進」を強調し、効率的で実質的な情報共有のあり方を検討することを記したほうがよい。</p> <p>ポピュレーション・アプローチとの連携が大事なので、施策10や11にもファミリー・サポート・センターとの共働は明記したほうがよい。</p>	<p>社会的養護および要支援児童等に対する「在宅支援の強化」が目指されている旨は理解できた。その実装を想定した場合、児相と区、社協、NPO等との「共働」のありようが、より一層重要となる気がする。しかし、現状の計画はそうした共働の大切さや目指すべき方向が記されていないように感じた。</p> <p>例えば、78ページには「各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、こども総合相談センター(児童相談所)と区役所の機能分化を推進することにより…」と書かれている。区の相談体制充実と在宅支援の強化に重きがおかれているので「機能分化を推進」となるのも理解ができるが、むしろ「共働の推進」を強調して、「要支協等の情報共有の場」や「ツール(ICTツール等)の情報共有の方法」の課題解決と改善を目指し、より効率的で実質的な情報共有のあり方を検討していくことを記した方がよいように思った。※共働の方向性が見えにくい一つの理由として、計画の中で「子ども家庭総合支援拠点」の実態が見えてこないことがあるかもしれない。</p> <p>また、在宅支援の強化に伴い、区には今まで以上に要支援児童等のフォローが求められるわけなので、ポピュレーション・アプローチで取り組まれている子育て支援サービスといかに関係するかが大事になってくるかと思う。具体的には、「Aさんは、ファミリーサポートセンターにつないだ方がよいと思う。でも、母親の精神面が心配なBさんは、乳児院のショートステイで様子を見よう」という具合。その点から、少なくとも、施策10や施策11にもファミサポとの共働は明記した方がよい気がする。そして、5年先を見越すのであれば、在宅の見守りについて貢献してくださっている民生・児童委員・主任児童委員の人材育成のあり方、特に高齢化における対応も念頭に置くべきだと感じた。</p>	計画案どおり	<p>計画総論に基本的視点「地域や市民と共働」を掲げ、関係機関との協働を推進してまいります。子ども家庭総合支援拠点においても、施策10の(2)区子ども家庭総合支援拠点の整備に記載のとおり、在宅支援サービスによる支援を含む継続的なソーシャルワーク機能を強化し、関係機関と連携して、子ども家庭に関する相談・支援に取り組んでまいります。</p>
94	<p>心理的虐待を含め、何が虐待かを保護者に情報提供して自覚してもらい、代替の関わり方を具体的に情報提供していかなければ、虐待を防ぐのは難しい。</p> <p>親も被害者であることを合わせて情報提供していく必要がある。</p>	<p>目に見える体罰だけでなく、「○○しないならご飯作らないよ!」といった言葉による心理的虐待まで考慮すると、これまでの日本の子育て(親世代の子育て)は虐待を含むことが多い。</p> <p>何が虐待かを保護者に情報提供して、自分がされてきた子育ての多くには身体的ではなく心理的虐待を多く含むことを自覚してもらった上で、代替の子どもへの関わり方を具体的に情報提供していかなければ、世代間で連鎖される虐待を防ぐことは難しいのではないかと。その際、自分を育ててきた親を責めるのではなく、その親も被害者であることを併せて情報提供していく必要がある。</p>	計画案どおり	<p>子どもへの関わり方についての情報提供につきましては、こども総合相談センターや区保健福祉センター、子ども家庭支援センターが行っている保護者との面接の中で、子どもへの関わりをともに振り返り、虐待の再発防止を図るとともに、必要に応じて養育スキルを向上させるプログラムの受講を促しております。</p>
95	<p>子どもの権利を尊重した、命令や指示ではなく代替の手段である提案や交渉といった対話のもとでの合意形成によるしつけの方法を具体的に教育・情報提供する必要があります。</p>	<p>親世代は目に見える体罰だけでなく、「○○しないならご飯作らないよ!」といった言葉による心理的虐待、いい子だから言う事を聞くからかわいいといった「条件付きの愛情」という心理的虐待を日常的に受けてきており、世代間連鎖により何の疑いもなく日常的に脅しの声かけが聞こえる。</p> <p>学校においても脅しの声かけがされていたり、保護者の中でも未だに体罰の是非を問う場面がある。親世代が自分自身も心理的虐待を受けてきた被害者(親の親も被害者であり、責める対象ではないことも併せて教育する必要がある)であることの自覚を持つことが必要である。</p> <p>その上で、子どもの権利を尊重した、命令や指示ではなく代替の手段である提案や交渉といった対話のもとでの合意形成のしつけの方法を具体的に教育し直す必要がある。代替の子どもへの関わり方を具体的に情報提供していかなければ、世代間で連鎖される虐待を防ぐことは難しいのではないかと。</p>	計画案どおり	<p>子どもへのしつけの方法等につきましては、こども総合相談センターや区保健福祉センター、子ども家庭支援センターが行っている保護者との面接の中で、子どもへの関わりをともに振り返り、虐待の再発防止を図るとともに、必要に応じて養育スキルを向上させるプログラムの受講を促しております。</p>
96	<p>母子手帳に、子どもの権利や、どういったものが体罰に含まれるのかを掲載する必要があります。身体的虐待だけでなく言葉による心理的虐待の知識も普及させていくことが必要。</p>	<p>初めに目にする母子手帳に子どもの権利について、またどういったものが体罰に含まれるのかを明確に掲載していく必要があるのではないかと。身体的虐待だけでなく言葉による虐待、親世代が言われてきたことに覚えのある言葉による心理的虐待についての知識も普及させていくことが必要ではないかと。</p>	計画案どおり	<p>母子健康手帳の内容については、厚生労働省令で定められた様式(省令様式)のほか、日常生活上の注意、子育て上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報などを示した様式(任意様式)を設けることとされております。福岡市の母子健康手帳では、任意様式の中で「子どもを健やかに育てるため」のポイントや子育てに関する相談先を記載しております。</p> <p>ご指摘の視点も踏まえ、今後も引き続き、子育てに有益な情報の提供に努めてまいります。</p> <p>また、児童に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応を行うなど、児童に著しい心理的外傷を与える言動は、心理的虐待とされております。今後とも、児童虐待防止に向け、児童虐待に対する正しい知識と理解が得られるよう市民に広報・啓発してまいります。</p>

施策12 ひとり親家庭の支援

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
97	未払いの養育費を市が立替え払いし、回収する制度を導入してほしい。	<p>養育費の立替え支払い、回収をしていただきたい。</p> <p>ひとり親家庭が貧困に陥るのには、母子家庭が圧倒的に多く、尚且つ正規雇用につけていないといった理由もありますが離婚した親から養育費を貰えていないことが大きな原因だと思う。私は現在1歳の子を抱えて離婚調停中ですが、すでに婚姻費用は延滞されている。</p> <p>書面で養育費を取り決めていても、8割の人が養育費を受け取れていないのが現状である。法改正により来年には強制執行をとりやすくなるようだが、実際にはひとり親は仕事や育児に追われ、不払いでも法的手続きを取る余裕はなく諦めているのが現状だと思う。とくに支払者が自営業の場合などは、未払いを回収することはまだまだ難しい。</p> <p>世界的に見ても日本は養育費未払いについて、あまりにも遅れている。アメリカでは養育費未払い者には、運転免許等の取消し、資産差押え、徴税還付金からの差引き、失業手当停止、信用調査機関への通告、パスポート発効拒否等のペナルティが課せられ、それでも支払わなければ収監されるそう。本来、養育費未払いはそれくらい重い罪である。</p> <p>そこで離婚した親から養育費が未払いになった場合に、裁判や公正証書で示されている養育費の金額を福岡市が立替えて支払い、回収していただけないかと思っている。</p> <p>養育費の立替えは、すでに兵庫県の明石市が導入している。今は保証会社を通じての立替え制度だが、今後は市が独自に立替えを行う方針であることも決まっている。</p> <p>日本一女性が多いといわれる福岡で、どうか母子家庭の貧困解消に向けて養育費立替え制度を導入し、女性が多いだけでなく、女性が一番住みやすい街になっていただけないか。そして「全ての子どもが夢を描ける街」の実現を目指していただきたいと思う。また、明石市のようにモデルケースがあるので導入しやすいのではないかと思う。</p>	計画案どおり	養育費につきましては、夫婦間で決められるものであることから、離婚時の取り決めの必要性についての啓発や相談に努めております。今後、他都市の取り組みについても注視してまいります。

施策13 子どもの貧困対策の推進

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
98	子どもの実態に寄り添って子どもの貧困対策を推進し、具体的な支援活動をしてほしい。	<p>「子どもの貧困」という言葉が広く知られるようになったが、言葉の定義について虚しい議論をするよりも、実際に子どもたちにどんな支援をしているのかが大事だと思う。</p> <p>福岡市は、こども食堂の支援や、学習支援、ネットワークの構築など、子どもたちの実態に寄り添った具体的な支援をしているようなので、今後も、計画に書いてあるとおり「子どもの貧困対策を総合的に推進」して具体的な支援活動で子ども達を助けてほしいと思う。</p>	計画案どおり	施策13の〔現状と課題〕に記載された実態に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組んでまいります。
99	義務教育で学力が身につく学校にしてほしい。	<p>「家庭の経済状況が厳しいので塾に行けず、学力が低い。」という話を聞くが、塾に行かないと学力が低くなるのであれば、義務教育の小中学校は一体何をしているのか素朴に疑問を持つ。まずは日中の授業をきちんと聞いていれば、学力がつくような学校にしていきたい。</p>	計画案どおり	新学習指導要領の全面実施に向け、教育委員会が作成した「学力向上のための授業改善の手引き」をもとに各学校に授業改善の方向性を示し、教員の授業力向上に努めております。今後も、すべての子どもが能力を最大限に伸ばすことができるよう、一人ひとりの学力課題に応じたきめ細かな指導を行ってまいります。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
100	子どもや家族を支援する地域ネットワークの主体は地域であるため、民生・児童委員を冒頭に記載し、行政はそれを「促進・支援」と記載するほうがわかりやすく、実態に合う。	<p>(原文)</p> <p>居場所づくりを行っている団体や地域活動を中心に、保育所や学校、相談機関などの関係機関がつながり、子どもや家庭が抱える困難を早期に把握し、支援できる地域ネットワークの構築に取り組みます。</p> <p>(意見)</p> <p>この表現は、「福岡市は」という主語を省いているため、「居場所づくりを行っている団体や地域が中心となって、ネットワーク構築を行う」というように誤解して受け取られてしまう。現状では、校区単位で、区子育て支援課や主任児童委員、SSWなどが中心となって、情報共有の場を設けておられる事例も多くあり、そこに居場所づくりを行っている団体も加わって、ネットワークを構築することがベターかと思われる。この場合、行政が主体的にネットワークを構築するというよりも、地域が主体となる。</p> <p>また、地域を支えている団体の例として、民生委員・児童委員、主任児童委員は最初に入れるべきと思う。</p> <p>よって、下記のような文案の方がわかりやすく、実態にあっていると思う。</p> <p>(修正文案)</p> <p>民生・児童委員、主任児童委員や保育所、学校、区保健福祉センターなどの関係機関と、居場所づくりを行っている団体や地域が繋がり、子どもや家庭が抱える困難を早期に把握し支援できる地域ネットワークの構築について促進・支援します。</p>	修正	ご指摘のとおり修正します。
101	子ども食堂のような地域の居場所づくりは非常に重要。支援の継続を強く望む。	築40年の空き家を改修した子ども食堂が、早良区野芥にオープンしたことを報道で知った。2つの社会問題を解決し得る素晴らしい取り組みだと思う。問題・課題は多いと思うが、子ども食堂のような地域の居場所づくりは非常に重要だと思うので、行政としての支援を継続することを強く望む。	計画案どおり	「子どもの食と居場所づくり支援事業」において、子どもへの食事の提供に加え、居場所づくりなどの活動を実施する民間団体への支援を実施しております。今後とも、食事の提供と居場所づくりを行う団体のご意見も伺いながら、必要な見直しや改善を加え、より多くの担い手によって子どもたちを見守り支える活動が広がっていくよう取り組んでまいります。

施策15 子どもの権利擁護の推進

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
102	学校における子どもの権利の啓発、子どもの意見表明権の保障も施策に入れるべき。 子どもに関する施策は子どもの意見を聞いて作るべき。	子どもの意見表明権の支援について書かれているが、学校現場でも子どもの意見が尊重されていない現状があると感じる(一方的な生徒指導、叱責や教員による声掛けの仕方、校則など)。また、教員が、子どもの権利について学んでいないと感じる。学校における、子どもの権利の啓発、子どもの意見表明権の保障についても施策に入れるべきである。また、今回の子ども総合計画においてもそうであるが、子どもに関する施策を作る場合には、施策形成に子どもに参加する機会を与え、子どもの意見を聞いてから作るべきであると考えている。	計画案どおり	児童の権利に関する条約に規定された「児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」(第12条)につきましては、施策15の[施策の方向性]として、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざすこととしております。子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。 中学生以上を対象に『青少年の意識と行動調査』(平成30年度)を実施して計画策定の基礎資料とするともに、計画に対する子どもたちの意見を聞くワークショップを開催するなど、子どもの意見を踏まえた計画づくりに努めております。
103	なぜ子ども計画なのに子どもの権利の定義や施策が冒頭に位置づけられていないのか。	なぜ子ども計画なのに子どもの権利の定義や権利擁護の推進についての施策が冒頭に位置づけられていないのか。最後に位置づけられていることに違和感がある。	計画案どおり	計画総論において、計画に定めるすべての施策の推進にあたって必要となる基本的視点として「すべての子どもの権利の尊重」を掲げ、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもの権利が尊重され、子どもの最善の利益が確保される必要があることを明記しております。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
104	<p>「子どもの権利は大人の義務」であることを明示し、条例を定めて具体的な内容を実施していく必要がある。</p>	<p>多くの市民の思う人権とは道徳的な観念であって、子どもの権利を認識している大人は極めて少ない。人権意識が高ければ、児童虐待件数もいじめの件数もここまで多くはないのではないか。教育現場の先生であっても、大声で委縮させたり、脅しといった指導があり、現場の先生の子どもの人権意識が低いことも問題ではないか。</p> <p>フィンランドでは、子どもの様々な権利が保障され、それが教育の出発点になっており、「子どもの権利は大人の義務」とされている。子どもの権利を十分に尊重していない日本に対し、国連は日本政府に対してこれまで3回にわたって「重大な懸念と厳しい勧告」を出している。アジアのリーダーである福岡として、真の子どもの権利が尊重される社会づくりには「子どもの権利は大人の義務」であることを明示し、条例を定めて具体的な内容を実施していく必要があるのではないか。</p>	計画案どおり	<p>計画総論において、計画に定めるすべての施策の推進にあたって必要となる基本的視点として「すべての子どもの権利の尊重」を掲げ、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもの権利が尊重され、子どもの最善の利益が確保される必要があることを明記するとともに、施策15に「子どもの権利擁護の推進」を位置づけ、いじめの防止・対応、子どものアドボカシー（権利擁護、意見表明の支援、代弁など）の推進などに取り組むこととしております。</p> <p>今後とも、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。</p>
105	<p>子どもたち自身が、いじめや虐待から身を守り、自ら助けを求められるように、自分の持つ権利を子どもに分かりやすく教育すること、また、これまで曖昧な教育をされてきた大人へ改めて子どもの権利を早急に教育することが、体罰、いじめ、虐待、犯罪の減少につながる。</p> <p>子どもの権利を尊重し、子どもを中心とした意見が教育においても自由に交換できるように「子ども条例」といった明確な施策を実施していく必要がある。</p>	<p>これまでの啓発運動の大半は道徳的なものであり、正面から子どもの権利を教育しているとは言えない。個々が自分の持つ権利を自覚していなければ、他人のもつ権利を意識し、侵してはならないことを理解するのは困難ではないか。</p> <p>「子どもの権利は大人の義務」であり、自分の権利を知ること、自己肯定感を高める。他人にも同じ権利があることを知り、それを尊重することが義務となる。さらに権利が侵された時、それを不当なものと感じる能力も育つ。</p> <p>フィンランドでもいじめの予防が重要視され、いじめは常に重大な人権の侵害で、人の尊厳を失わせることであり、いじめられた人のウェルビーイングとその後の成長への大きなリスクとなるとされている。</p> <p>子どもたち自身が、いじめや虐待から身を守るために、自ら助けを求められるように、自分の持つ権利を子どもに分かりやすく教育していくこと、また、これまで曖昧な教育をされてきた周囲への大人へ、改めて子どもの持つ権利を早急に教育していくことが、体罰、いじめ、虐待、犯罪の減少につながるのではないか。</p> <p>九州以外の自治体を経験した先生のご意見として「子どもの権利に関して福岡は、一部の人権意識の高い先生を除いて大半は、子どもの権利として直接的に教育をしてきていない。福岡市は地元の価値観が強くて新しい価値観を取り入れるのに閉鎖的だと感じた」と述べている。</p> <p>実際に子どもを通し教育の現場を体験して、先生が絶対的な存在で、日頃から子どものためにどうしていこうかと先生や学校と対話する保護者が極端に少ない。保護者が子どものため一緒によりよい教育をと思って発言すると、批判やクレームとして、先生だけでなく、周囲の保護者からも捉えられることが多いことを痛感した。保護者の中には先生に勇気をもって意見を告げても、担任に強く言われて仕方なく我慢している方もいる。保護者も諦めてしまう。担任で止まっている問題が沢山あるのに、上に上がらないので問題ないと判断されている。保護者は不適切な指導がされているのを目にしても、我が子であれば声を上げるが、他の子に関しては声を上げたがらない。いじめの傍観者と同じ状況。</p> <p>いじめは、傍観する子どもがいて、それがいじめを維持してしまうことが多い。そのような傍観者である親の姿を見て子どもは育つのであるから、一向にいじめがなくなることはないのではないか。</p> <p>子どもの権利を尊重し、子どもを中心とした意見が教育においても自由に交換できるように「子ども条例」といった明確な施策を実施していく必要があるのではないか。</p>	計画案どおり	<p>子どもたち自身がもつ権利については、小学校では、社会科で基本的人権の内容を、中学校では、社会科で基本的人権と子どもの権利条約について教育を行っております。</p> <p>本計画では、施策15の〔施策の方向性〕として、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざすこととしております。子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。</p>
106	<p>これまで、いじめを見過ごしていたのか。教師へのいじめやハラスメントに対する研修や指導が不十分だったのではないか。</p>	<p>いじめの認知件数が2017年度に跳ね上がっているが、これまで、いじめを見過ごしていたということか。</p> <p>神戸市の市立小学校教師が同僚から執拗ないじめを受けたという報道があったが、いじめに対応する当事者である教師へのいじめやハラスメントに対する研修や指導が不十分だったのではないか。</p>	計画案どおり	<p>2017年度はいじめ認知件数の大幅な増加は、平成29年3月に文部科学省が改訂した「いじめ防止等のための基本的な方針」において、冷やかしかからかい、悪口など、いじめの定義の解釈を具体的に示したことを受け、学校が、軽微なこともいじめとして捉え、対応し、報告しているためと考えており、いじめの早期発見・即対応が進んでいるものと捉えております。</p>

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
107	<p>行動特性のある生徒が「困っている」という視点が身につけていない先生が、関わりを通していじめへとつながるような考えを発信しており、早急に改善が求められる。先生への子どもの権利に対する教育だけでなく、労働環境の改善、人的配置の予算の拡大などが必要。</p> <p>加害者側の負の感情を吐き出させる行為が必要であるという視点は、いじめにおいても言えることであり、してしまった側の気持ちに寄り添うことが出来るような人的環境の改善がいじめ防止対策には必要。</p>	<p>元来の日本の価値観としてみんな揃って〇。日本政府も国会も、そして裁判所までもが、子どもの権利条約を尊重し、子どもの権利という立場から日本の子どもの問題を考え直すことはほとんどしておらず、逆に教育基本法などを改正して、学校教育を『愛国心』も持ち、効率よく『日本の国際的競争力』に役立つ人材を養成する制度への変換していったと指摘されている。</p> <p>「みんな違ってみんないい」が実際は教育の現場では普及していない。みんなと一緒にできない子どもは、できないことばかりに焦点を当てた指導を受け、自信をなくして社会に出ることに不安を覚え、心地よい居場所を見つけにくい。創造性や活力も十分に生かされない。</p> <p>現場に居る行動特性のある生徒に対する先生の間わり方を子どもたちはよく見ている。困っているという視点が身につけていない先生が、声かけや関わり(怒る関わり、周囲の学習に影響が起きていますと学級通信で発信する等)を通して、いじめへとつながるような考えを発信している。早急に改善が求められる。</p> <p>子ども同士のトラブルも、「みんな仲良く。お互いが謝ることが正義」のような単純な指導がされている。</p> <p>子どもの意思表明権を尊重し、子どもの声に耳を傾けられない環境を改善するためにも、先生への子どもの権利に対する教育だけでなく、労働環境の改善、人的配置の予算の拡大といった国連からの勧告にも含まれる内容を実現していく必要があるのではないかと。</p> <p>犯罪者が再犯しないためには、二度と事件を起こさないと固く決意するよりも、何より人に頼って生きていく生き方を身につけることで、「人」の存在の重要性に気づくことができると言われている。</p> <p>加害者側も幼少期から保護者や周囲の価値観に苦しめられた被害者であり、加害者側の隠された負の感情を吐き出させる行為が必要であるという視点は、いじめにおいても言えることであり、してしまった側の気持ちに寄り添う事が出来るような人的環境の改善がいじめ防止対策には必要とされるのではないかと。</p>	計画案どおり	<p>いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくことや、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが大切であると考えております。</p> <p>また、いじめ加害の児童生徒への対応につきましては、児童生徒の声に受容的な態度で耳を傾けるなど、成長支援の視点を持って対応してまいります。</p> <p>人的配置の拡大につきましては、今後とも、教職員定数の充実を国に要望してまいります。</p>
108	<p>『『児童の権利に関する条約』』の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます」という部分の活動を具体的に実施し、発信してほしい。真の子ども中心の考え方、先生、保護者、地域などが全体(チーム)で子育てする意識を普及させ、子どものために自由に意見交換できる教育や社会環境の整備が必要。</p> <p>早急に「子ども条例」の制定が求められる。</p>	<p>計画案『『児童の権利に関する条約』』の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます」という部分の活動を具体的に実施し、アジアのリーダーである福岡市から是非発信して欲しい。</p> <p>学校教育の現場でも子どもの権利が尊重されていないと感じる指導が学校の中での常識のように実施されている。</p> <p>子どもにとっての教育について意見交換をする習慣がないため、保護者が指導に疑問を持ち相談しても批判やクレームと捉えられたり、担任により叱責され泣き寝入りする保護者など、保護者ですら子どものために声を上げにくい現状がある。こんな状況であるから、子どもが先生の指導法に疑問を持って、対話することはできないのは無理もない。</p> <p>真の子ども中心の考え方、先生、保護者、地域などが全体(チーム)で子育てする意識を普及させ、互いが子どものために自由に意見交換できる教育や社会環境の整備が必要である。</p> <p>大阪府は子どもを中心におき、すべての子どもが健やかに成長することができる温かい地域社会の創造を目指し、各々の役割を「大阪府子ども条例」の中でも具体的に制定している。</p> <p>福岡市も政令指定都市であり、早急に「子ども条例」の制定が求められるのではないかと。「子ども条例」が制定されていないことは、福岡市行政の子ども権利意識の低さを世界に露呈しているもののように感じる。</p> <p>そのためにも早急な「福岡市子ども条例」の制定の必要性を感じる。</p>	計画案どおり	<p>計画総論において、計画に定めるすべての施策の推進にあたって必要となる基本的視点として「すべての子どもの権利の尊重」を掲げ、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもの権利が尊重され、子どもの最善の利益が確保される必要があることを明記するとともに、施策15に「子どもの権利擁護の推進」を位置づけ、いじめの防止・対応、子どものアドボカシー(権利擁護、意見表明の支援、代弁など)の推進などに取り組むこととしております。</p> <p>この計画に基づき、すべての子どもが、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取扱いなどから保護されるとともに、適切に養育され、生活を保障され、心身の健やかな成長・発達・自立が図られるよう、家庭、市民、地域、事業者、学校、NPOなどと連携し、社会全体での支援に取り組んでまいります。</p> <p>今後とも、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。</p>

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
109	保護者や社会が子どもの権利を習得すると同時に、子どもの持つ権利を子どもたち自身が把握し、自分が尊重されるべき存在であることを実感することが必要。	日本の迷惑をかけない子育て、周りの目を気にしすぎる子育てが、自尊感情を低下させている。日常生活を送る中でも、自分の子どもを謙遜し、自分の子どもはそんなにすぐくない。「ほら、邪魔になってるよ!」といった言葉で、無意識に子どもに対し邪魔な存在だと刷り込んでいる。自分のことを謙遜するのは大いに結構だが、子どもを謙遜する必要があるのか。子どもの人権意識があれば、子どもにそのような言葉を発信することはないのではないかと感じている。 自分の権利を知ることは、自己肯定感を高める。学校教育では子どもの権利が道徳的なものとして曖昧に解釈され、子どもの権利を直接的に教育していない。児童虐待相談対応件数の増加からも、子どもの権利を教育されないまま大人になった保護者が、子どもの権利を意識しないまま子どもに関わっていることも原因ではないか。保護者や社会が子どもの権利を習得すると同時に、「子どもによる子どものための子どもの権利条約」の書籍等を基に、子どもの持つ権利を子どもたち自身が把握し、自分が尊重されるべき存在であることを実感することが必要ではないか。	計画案 どおり	施策15に(3)子どもの権利の啓発と尊重を位置づけ、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発活動に取り組んでまいります。
110	子どもの声に耳を傾け、子どもと対話を繰り返して合意形成していれば、学級崩壊などに至らないのでは。	学級崩壊の原因は子どもの権利を尊重せずに教師が関わった場合に起きることが大半ではないか。子どもの声に耳を傾け、子どもと対話を繰り返して合意形成していけば、学級崩壊などには至らないのでは。	計画案 どおり	学級経営の基盤には、こどもの権利を尊重した「児童生徒理解」が必要であり、児童生徒の様々な言動や思いに対して、共感的・受容的な態度で対応するなど、信頼関係に基づいた学級経営の推進に取り組んでまいります。

成果指標

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
111	「自己有用感」を育てることも目標にすべき。「自分にはよいところがあると思う」と答えなかった子どもに注目すべき。 内閣府調査の結果と乖離しているため「自尊感情」の調査のあり方を見直す必要がある。	成果指標に「子どもの自尊感情(自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合)」とあり、現状値が目標値を超えたということが示されている。しかし、文化省国立教育政策研究所のリーフレットなどでも、「『自尊感情』を高めるべく大人が子どもをほめる機会を増やしても、必ずしも好ましい結果をもたらすものとは言えないのも事実です。」と指摘されており、他者の存在を前提としない自己評価は、社会性に結びつくとは限らないとして、「自己有用感(他人の役に立った、他人に喜んでもらったという感情)」に裏付けられた「自尊感情」が大切であると指摘されている。自己有用感を育てることも目標にすべきである。 また、質問項目が「自分にはよいところがあると思う」という設定になっているが、よいところが一つもない子どもなどいないのであって、これにイエスと答えられない子どもが15～18%もいるということに注目すべきである。目標値が達成できたと評価して安心すべき数字ではない。また、他の子どもの自尊感情に関する調査においては、低い数値結果が出ており(例えば、内閣府の平成30年度「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」では、自身に満足しているという問いに対して45%は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えており、対象国7か国で最低の数値となっている。)日本の子どもたちの自己評価の低さは度々問題とされている。福岡市の子どもが特別に自尊感情が高いとは思えないため、このような結果との乖離が大きいのはなぜなのか、質問の仕方など調査の在り方を見直す必要があるのではないかと。	計画案 どおり	成果指標につきましては、経年変化の確認や他の都道府県との比較のため、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の質問項目をもとに設定しております。例示いただいた内閣府の調査結果との比較については、質問や対象者が異なることから、比較は難しいと考えております。
112	事業目標「児童養護施設等の生活単位の小規模化」には、障がい児入所施設も含まれるか。	事業目標について 目標3のさまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長の中で 児童養護施設等の生活単位の小規模化・・・この児童養護施設等の等には障害児入所施設も含まれるのでしょうか。	計画案 どおり	障がい児入所施設は含まれておりません。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
113	<p>自尊感情とは肯定的な感覚も否定的な感覚も含む概念である。他調査で「私は価値のある人間である」が7.5%だった結果とかけ離れており、「自分にはよいところがあると思う」という質問の仕方を見直す必要がある。また、子どもの自殺のデータが必要ではないか。</p>	<p>質問事項の「自分にはよいところがあると思う」というのが自尊感情になるのか。自尊感情とはよいところも悪いところも含めてあるがままの自分をかけがえのない存在、存在価値があると感ずること。肯定的な感覚に関する意味合いで使われることが主流となっていて、福岡市の質問の仕方でもこれに当たるが、本来の自尊感情とは肯定的な感覚も、否定的な感覚も両方含む概念である。</p> <p>財団法人青少年研究所が日本、韓国、中国、アメリカの高校生を対象に行った意識調査では「私は価値のある人間である」という質問に対し、日本は7.5%という結果が出ている。この結果からみても、かけ離れた結果であり、目標値を上回ったと安易に判断することは危険ではないか。現状として不登校児童数の増加、児童虐待相談対応件数の増加、いじめの認知件数の増大からみても、質問の仕方が間違っていないかを今一度見直す必要があるのではないかと。また、今回は子どもの自殺のデータはないが、必要なデータではないか。</p>	計画案どおり	<p>成果指標につきましては、経年変化の確認や他の都道府県との比較のため、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の質問項目をもとに設定しております。例示いただいた内閣府の調査結果との比較については、質問や対象者が異なることから、比較は難しいと考えております。自殺による子どもの死亡数につきましては、該当数の少なさから経年比較に馴染まないと考えられるため、掲載しておりません。</p>

(4) その他

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
114	<p>教育現場や地域で、「互いが課題の解決に向けて対話し合意形成していくことがよりよい社会づくりに必要」だと自覚し上位目標を見据えてコミュニケーションを交わしていけるよう、社会全体で取り組めるように啓発していく必要がある。</p>	<p>子ども同士のトラブルは、解決よりも、どう子どもたちの自律に結びつけるかが最上位の目標である。学校教育現場だけでなく、地域でも「みんな違うから対立することももちろんある。」「上位目標を見据えて、互いが課題の解決に向けて対話し、合意形成していくことがよりよい社会づくりに必要であること」を自覚し、上位目標を見据えてコミュニケーションを交わしていけるように社会全体で取り組んでいけるように啓発していく必要があるのではない。</p>	<p>計画案どおり</p>	<p>市民、事業者などと協働し、今後とも、社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及啓発に取り組んでまいります。</p>
115	<p>先生も保護者も「困った子」ではなく「困っている子ども」の視点を勉強する機会、学校生活支援員などの人的環境・予算の改善、学年全体で子どもたちに関わる学年担任制への移行による適切な関わり保障、先生同士で事例検討する体制、生徒の情報を電子カルテのように共有する可能性の検討、第三者委員による定期的な調査、SSWの増員・機能の明確化、診断の有無に関わらず行動特性に応じた関わりガイドライン作成を検討してほしい。</p> <p>見せかけの満足度ではなく、隠れた現場の声を拾い上げて対策が必要。</p> <p>子どもを中心に、先生、保護者、地域などが全体（チーム）で子育てする意識を普及させ、子どものために自由に意見交換できる社会環境の整備が必要。</p>	<p>保護者の中にも単純に授業中に話を聞けない子がいると学級崩壊につながるという価値観をもつ方も多い。離席という問題行動をじっとしていられない「困った子ども」と理解するか、子ども本人の“着席したい”という思いに寄り添い、努力をしても着席できずに「困っている子ども」と理解するか、この理解の問題は一步間違えれば極めて悲劇的な事態を招くことになると言われている。</p> <p>先生も保護者もそういった「困っている子ども」の視点を勉強する機会が必要であり、単一の価値観で子ども達を判断せず、十分な時間と愛情とふさわしい環境を与えて育てていく視点を取り戻すためにも、人的環境の改善が不可欠であるのではない。</p> <p>学校生活支援員といった人員補充が早急に必要であり、単独の教師で関わるアイデアも能力も限界があることから、学年全体で子どもたちに関わる、学級担任制ではなく学年担任制への移行が必要ではないか。</p> <p>教育現場では担任の先生が行動特性のある子どもに適切な対応ができず、安易に怒ったりといった行きあたりばつりの対応で多くの子ども達に二次障害を生じさせている。最低基準の関わりをガイドラインとして設け、どの先生に担任されてもある程度の適切な関わりが受けられるように保障する必要があるのではないか。その上で個別の内容に進化させていかないと、担任の先生によって不適切な指導が実施され、二次障害が生じてしまうことが今後も起きてしまうのではないか。</p> <p>また、元来の1クラス1担任制では、担任が生じている問題を抱え込み、「大丈夫です！」と隠し、速やかに専門家に助言を求めている状況が生じている。「頼ること＝迷惑をかける」といった日本の価値観がここでも影響し、抱え込む責任感の強い先生に担任された子どもは適切な関わりを得ることができていない。</p> <p>このような事態を避けるためにも、学年担任制や先生同士でカンファレンスのように事例検討する体制の導入、病院のように生徒の情報を電子カルテのように共有することの可能性の検討、学校生活支援員さんなどの沢山の目のある体制になるよう、人的予算の要望（国連から、「子どもの権利を保障できるように、親・教師等の労働条件や生活条件、さらには子どもの福祉や養育・教育の予算のあり方を抜本的に見直しなさい」と勧告がでてい）管理職が直接指導できない体制から、第三者委員による定期的な調査の必要性、SSWの増員、機能の明確化、先生による関りの差が極端にならないように診断の有無に関わらず、行動特性に応じた関わりガイドライン作成を検討していただきたい。</p> <p>現場では多くの子どもや保護者が悩み苦しんでいます。学校でもイベントの成功＝つながりといった状況で、傘下で苦しんでいる子どもたち保護者は沢山いる。</p> <p>見せかけの満足度ではなく、隠れた、隠されている現場の声を拾い上げて対策をしていかないと、未来を担う子ども達の多くがよりよく生きることは難しいのではないか。今一度、子どもを中心に、先生、保護者、地域などが全体（チーム）で子育てする意識を普及させ、互いが子どものために自由に意見交換できる社会環境の整備が必要であるのではないか。</p>	<p>計画案どおり</p>	<p>学校生活支援員につきましては、児童の実態及び学校の運営状況に応じて適宜任用し、児童生徒がよりよく学校生活を過ごすことができるように努めております。スクールソーシャルワーカーについては、平成30年度から、小学校・中学校の9年間を通した支援をめざして、すべての中学校ブロックに配置し、教育と福祉の両面から、子ども達への支援を行っております。今後もスクールソーシャルワーカーと小学校・中学校が連携し、組織的な支援体制の強化を図ってまいります。</p> <p>また、学校に対しては、中・高等学校向けのハンドブック「発達障がいのある児童生徒への学習支援」や小学校向けハンドブック「わかる授業づくりハンドブック」作成し、障がいのある児童生徒への具体的な支援について示しております。</p> <p>児童生徒への指導は、保護者との共通理解に基づいたものであるべきであり、今後も、保護者との来校面談や訪問面談での対話等を通して、共通理解を図ってまいります。</p>

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
116	学校のこと、先生とのことで悩んでいる保護者が多い。 不登校児童数の増加など学校は社会の縮図のように感じる。	学校のこと、学校の先生に関する項目はないが、現場では学校のこと、先生との事で悩んでいる保護者が多い。子どもの権利が社会全体・教育の場でも曖昧なため、学校に入ると急に先生や学校が上で子ども一人ひとりが尊重されているとは感じられない。とても支配的であり、保護者は先生に本音を言えずに抱え込んでいる。その問題は担任が問題を抱え込むと表に出ることはなく、「問題は上がってきていない」と表面的には何も問題が起きていない状態と評価されている。 子育て環境満足度の結果は高めであるのに、現状として不登校児童数の増加、児童虐待相談対応件数の増加、いじめの認知件数の増大、子どもの自殺率が高まっている社会の状況が、学校内でも起きており、社会の縮図のように感じる。	計画案 どおり	児童生徒への指導は、保護者との共通理解に基づいたものであるべきであり、今後も、保護者との来校面談や訪問面談での対話等を通して、共通理解を図ってまいります。 また、不登校やいじめの問題等に対しては、児童生徒に、共感的・受容的な態度で対応することが大切であり、今後も、子どもの権利を尊重した対応に努めてまいります。
117	子どもの声に耳を傾け、丁寧に先生と子どもたち、保護者が対話して合意形成し、教室、学校という社会づくりを共働していくことが必要。	学校の現場ですら子どもの権利そのものの理解が不十分であり、子どもの権利が尊重されているとは言えない状況である。学級崩壊は子どもが自身の権利を先生から侵害されていると感じることから始まるのではないかと。 現場の子どもの声に耳を傾け、一つひとつ丁寧に先生と子どもたち、保護者が対話を繰り返して合意形成し、教室、学校という社会づくりを協働していくことが必要ではないかと。	計画案 どおり	学級経営の基盤には、子ども権利を尊重した「児童生徒理解」が必要であり、児童生徒の様々な言動や思いに対して、共感的・受容的な態度で対応するなど、信頼関係に基づいた学級経営を推進してまいります。 また、児童生徒だけでなく、保護者との来校面談や訪問面談での対話を通して、保護者との共通理解を図ってまいります。
118	除草剤「グリホサート」の使用・販売を禁止してほしい。	【除草剤「グリホサート」の使用・販売の禁止】 福岡市での、除草剤「グリホサート」の使用・販売の禁止。 ※実際に福岡県宇美町では、グリホサートの使用を禁止している。	計画案 どおり	公園の除草にグリホサートは使用しておりません。また、教育委員会発注の除草委託においては、刈払機や手取りにより除草を行うこととしております。
119	放射性物質汚染土の受入れ、汚染土を再利用した商品の販売や利用を禁止してほしい。	【汚染土の受け入れ・汚染土を再利用した商品の禁止】 福岡市で汚染土の受け入れ・汚染土を再利用した商品(園芸用の土、コンクリート、ブロック等)の販売や利用の受け入れの禁止。放射能物質が検出されていなくとも、機械では計れない危険な物質や数字もあるため。	計画案 どおり	放射性物質を含む汚染土の受入れや再利用につきましては、国における検討状況を注視してまいります。
120	全ての公園の砂場の洗浄、砂の入れ換えを可能にしてほしい。	【全ての公園の砂場の洗浄、砂の入れ換えを可能に】 公園の砂場は、猫や犬のトイレとなっている。一部の公園では洗浄を行っているが、全ての砂場の洗浄を可能にしてほしい。有料でも構わない。 ※寺塚公園の砂場の洗浄を南区役所に頼んだが、断られた。	計画案 どおり	砂場の砂が猫や犬の糞尿で汚れることについては、対応に苦慮しており、以前は砂の洗浄を行う場合もありましたが、現在は砂を入れ替えることで対応しています。砂の入れ替えは、各公園の砂場の状況に応じて実施してまいります。
121	母体の大きい地域には、町ごとに集会の場所を設ける対応が必要。 コミュニティ・スクールに取り組むことは意義がある。 裁判所に社会科見学で参加するなど、新しい取り組みも現場の声を聞きながら取り入れていく必要もある。	公民館において、あらゆる活動が企画されているが、地域に住む子ども達に対して定員が少なく、申し込み日当日に締め切るなど気軽に参加しやすい状況とはいえない。母体の大きい地域には、町ごとに集会の場所を設ける柔軟な対応が必要ではないかと。 コミュニティ・スクールを実施した学校では、民間の企業や大学と協働し、子どもたちとのあらゆる交流の機会を設けている。 春日市のように、福岡市としてもコミュニティ・スクールに取り組むことは意義があるのではないかと。 また、裁判所も改装されたことから、小学生からでも裁判所に社会科見学で参加するなど、新しい取り組みも現場の声を聞きながら取り入れていく必要もあるのではないかと。	計画案 どおり	公民館が主催する事業につきましては、講師や会場の都合により定員を設ける場合もございますが、可能な限り多くの方に参加いただけるようにするなど、気軽に参加しやすい環境づくりに努めてまいります。 コミュニティ・スクールについては、第2次福岡市教育振興基本計画において、学校と家庭・地域等の連携強化を図るため、「コミュニティ・スクール導入の検討」を掲げており、今後、学校現場の意見も伺いながら検討を行ってまいります。 裁判所などを含む施設の見学につきましては、児童が、社会的な事象を適切に把握し、具体的、実感的に捉えることができるようにするために大切であると考えており、各学校の児童の実態や学習のねらいに応じて、裁判所の見学も実施しております。
122	風致地区の特性や公園内及び緑地内の自然を活かし、地域のあらゆる世代が憩える場づくりを充実させることが必要。 もっと地域住民がまちづくりをする、自分ごととして地域に関われるように、学校と地域が連帯して積極的に美化運動を行ってもよい。	福岡市にある各地の風致地区の特性を活かして、公園内や緑地内の自然を活かして整備し、地域のあらゆる世代が憩える場づくりを充実させていくことが必要ではないかと。場づくりに当たっては地域住民の声も取り入れることで、地域住民の交流の場を増やすことにつながり、あたたかいまちづくりにつながるのではないかと。 また、他の自治体(愛媛・東京・京都)で学童期を過ごした者として福岡に来て驚いたのは、地下街はとても綺麗だが、住民の住んでいる道路にはポイ捨てやゴミが多いことである。私は自治体の学校教育の中で、地域のゴミ拾いを何度か体験し、振り返ることで地域のこと、感情のことを学んだ。地域の人が清掃活動する様子も見ながら育ってきた。しかし、現在子どもたちを通わせている通学路にも毎日新しいゴミが捨てられている。地域の方も同じ意見があった。裁判所周辺の綺麗な整備された環境、「一人一花」で植えられた花壇さえ、ゴミのポイ捨てが目立つ。どこか他人事のように感じる。もっと地域住民がまちづくりをする、自分ごととして地域に関われるように、学校と地域が連帯して積極的に美化運動を行ってもよいのではないかと。また、交流の機会にもなるのではないかと。	計画案 どおり	地域に身近な公園につきましては、地域が主体となった公園づくりを進めるため、ワークショップを実施し、地域に親しまれる公園づくりに取り組んでいます。 環境美化につきましては、9月の清掃月間を中心に、清潔で住みよい生活環境づくりをめざした町内会単位での清掃「地域ぐるみ清掃」の実施を呼びかけ、清掃用ゴミ袋の配布やごみの収集等を支援しており、清掃には、子どもたちを含め地域の方が参加されています。 また、6月の環境月間を中心に、市民、企業、行政が協力して海岸、河川、山なみ、公園等を全市で一斉に清掃するラブアース・クリーンアップを実施しており、一部会場では中学生や高校生、大学生にもご参加いただいております。

番号	意見要旨	意見内容（要約）	意見への対応	市の考え方
123	<p>子育て世代と福祉世代（高齢者）の交流の機会を増やしていく必要がある。地域の住民が集まれる場を提供してくれる人を募集し、交流の場を増やしていくことが必要。</p>	<p>高齢者人口は今後もますます増えることから、高齢者のもつ個々の能力を社会に活かせるように子育て世代と福祉世代の交流の機会を具体的に増やしていく必要があるのではないか。</p> <p>城南区別府の「よりあいの場」では民間の特別養護老人ホームの施設内の空き部屋を地域に無償で提供し、地域の住民が集まって、時には中村学園大学の学生さんとも交流しコミュニケーションを取っている。福岡市内にも地域の住民が集まれる場を提供してくれる人がいないか募集をかけていき、交流の場や機会を増やしていくことが必要ではないか。</p>	計画家 どおり	<p>世代交流を図る事業については、これまでも福岡市社会福祉協議会が支援する校区社会福祉協議会の事業として取り組まれてきたほか、地域カフェなど様々な地域活動や福祉事業等との連携においても、地域の実情に応じた創意工夫により様々な取り組みが行われております。</p> <p>市としても、地域における様々な取り組みにおいてさらに交流の機会が広がるよう、社会福祉協議会の取り組みの支援等に取り組んでまいります。</p>
124	<p>先生方が子どもを死に至らしめる可能性があることを認識すること、学童期の子どもにとっての大人の発言の影響度を、先生も保護者も意識を高めていく必要がある。</p> <p>心の支援者・理解者を増やすことが犯罪の抑制につながるため、ダイバーシティ（多様性）社会を実現できるような寛容な社会こそが、安心・安全なまちづくりにも必要。</p>	<p>友達を傷つけた場合の対応も、怒る必要があると判断される基準も、不登校の子どもへの関わり方も先生によって全然違う。</p> <p>あつてはならないが、実際に、先生自体がいじめと同等の追い詰める指導、脅しの声かけ、レッテル貼りを促すような考えの発信をしている。</p> <p>生徒指導をきっかけ、あるいは原因とした子どもの自殺は「指導死」といわれる。いじめと同様に、学校ではずっと行われている「学校の常識」を含めて軽い気持ちでしていることが、されている子ども側には大きな心の傷となっていることもあると指摘されている。間違った指導をしたら子どもが死ぬこともあると知ること、防ぐこともできる。</p> <p>よって、先生方が子どもを死に至らしめる可能性があることを認識すること、学童期の子どもにとっての大人の発言の影響度を、先生も保護者も意識を高めていく必要があるのではないか。先生の対応一つで子どもの人生に影響を与える場合も数多くある。</p> <p>勿論家庭が基盤である。しかし、家庭で望ましい声かけがされていない子どもも沢山いる。非行に走る子どもは家庭が充電場所ではないともいわれる。犯罪を犯してしまう人の背景として、幼少期に空いた心の穴を埋めるために歪んだ形で出たものと心理学でも分析される。また、凶悪犯罪といった病理性は道徳教育だけでは改善するようなものではなく心理的な要因が強く、唯一の理解者がいたとしてもその存在を亡くしたことをきっかけに凶悪になることがある。</p> <p>社会の中での心の支援者・理解者を増やすことが犯罪の抑制につながるのではないか。そのためにもダイバーシティ（多様性）社会を実現できるような寛容な社会こそが、安心・安全なまちづくりにも必要ではないか。</p>	計画家 どおり	<p>教師の不適切な指導により、子どもに悪影響を与える可能性があることを教師個人が認識することは重要であると考えており、学校において、教師が子どもたちの声に受容的、共感的に耳を傾け、信頼関係に基づいた適切な生徒指導を行ってまいります。</p>